

第2期 「学ぶ土台づくり」推進計画

～ 元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやくみやぎっ子～



平成27年3月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

第1章 本県幼児教育の目指す姿

1	目指す子どもの姿	1
2	計画の目標	1
(1)	親子間の愛着形成の促進	1
(2)	基本的生活習慣の確立	2
(3)	豊かな体験活動による学びの促進	2
(4)	幼児教育の充実のための環境づくり	2
3	本県幼児教育の展開イメージ	3

第2章 計画の策定にあたって

1	「学ぶ土台づくり」推進計画とは	4
(1)	計画策定の背景と趣旨	
(2)	施策の実施状況	
2	第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の策定	7
(1)	第2期推進計画の策定の趣旨	
(2)	計画の対象及び幼児教育の定義	
(3)	計画の期間と進行管理	
(4)	計画策定の経過	

第3章 本県幼児教育の現状

1	幼児教育（子ども）を取り巻く社会の状況	9
(1)	少子化と核家族化の進行	
(2)	親の就労状況の変化	
(3)	家庭と地域社会の変化	
(4)	子どもの育ちの変化	
(5)	東日本大震災の影響	
2	本県幼児教育の課題	12
(1)	親子のかかわり	
(2)	基本的生活習慣の状況	
(3)	体験活動の状況	
(4)	幼児教育の状況	

第4章 施策の展開

1	施策の全体体系	18
2	施策の展開	
	目標1 親子間の愛着形成の促進	19
	・施策1 親子のかかわりの促進〔重点事項〕	
	・施策2 親の育ちを支援する環境づくり	
	目標2 基本的生活習慣の確立	22
	・施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立〔重点事項〕	
	・施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立	
	・施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進	

目標3 豊かな体験活動による学びの促進	26
・施策6 人ととかかわる体験の充実〔重点事項〕	
・施策7 遊びの環境づくり	
目標4 幼児教育の充実のための環境づくり	30
・施策8 幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続〔重点事項〕	
・施策9 特別支援教育の推進と理解の促進〔重点事項〕	
・施策10 地域における支援体制の充実	

第5章 計画の推進

1 県民総がかりによる幼児教育の展開	33
2 計画の推進に向けた県の体制等	33

資料

1 策定経過	
(1) 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画策定経過	35
(2) 平成26年度「学ぶ土台づくり」推進連絡会議委員名簿	36
2 幼児期の保育・教育に関する実態調査について	
(1) 幼児教育に関する実態調査経年比較	37
(2) 平成26年度「幼児教育に関する実態調査（アンケート）結果	42

第1章 本県幼児教育の目指す姿

1 目指す子どもの姿

少子高齢化の進行や国際化・高度情報化の進展、産業構造・就業構造の変容など、社会経済環境の変化が著しい中で、宮城の子どもが、将来、一人の人間として自立し、地域や社会を支える存在となれるように育んでいく必要があります。

このため、本計画においては、次のような子どもの姿を目指すものとします。

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”

～遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ～

2 計画の目標

本計画の目標として「学ぶ土台づくり」推進計画（平成23年3月策定）に引き続き、以下の4項目を設定し、「目指す子どもの姿」の実現に向けて取り組んでいきます。

（1）親子間の愛着形成の促進

子どもの心が健全に発達していくためには、自分の存在を認め、それと同時に、他人からも認められているという自らへの信頼感（自己肯定感）が必要です。こうした自己肯定感は、乳幼児期において、保護者と子どもの間で形成される愛着関係（親子間の愛着形成）（※1）の中から獲得していくと言われています。

保護者が子どもを愛し、大切に世話をすることを通じて、相互の間で育まれる大きな安心感と満足感は、その後の子どものコミュニケーション能力や言語能力の涵養（※2）にも大きな影響を与えることが知られています。これは、子どもが保護者との関係から十分な安心感と情緒的な満足感が得られる場合、それを基盤として、他者との関係によって生じがちな不安や葛藤に耐え、他者と自分自身への基本的な信頼感を獲得することができるからだと言われています。

このように、乳幼児期における親子間の愛着形成は、子どもの心の健全な成長・発達、とりわけ物事に積極的にかかわろうとする姿勢の涵養に大きな役割を果たすものであることから、親子間の愛着形成の促進に向けた環境づくりを行っていきます。

※1 「親子間の愛着形成」

愛着関係は、親以外の養育者によっても適正に形成されることが知られていますが、「親子間の愛着形成」は、発達心理学で既に定着している用語であることから、本計画でも、その用語をそのまま使用しています。

※2 「涵養」

無理をしないでゆっくり養い育てること。

(2) 基本的生活習慣の確立

基本的生活習慣とは、一般的に、食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱といった自分自身の生活に関する五つの項目に係る習慣を指しており、これらの習慣は乳幼児期に培われ、日常生活における周囲からの模倣を通して身に付けます。

の中でも、根幹となる食事と睡眠について、規則正しい習慣を身に付けることは、元気で積極性にあふれる子どもを育むために、欠かすことのできないものです。「はやね・はやおき・あさごはん」などの生活習慣は、健康の維持のために必要な栄養・睡眠が得られるだけでなく、その確立に向けたかかわりを通して、心身のバランスの取り方や家族・周囲との良好なコミュニケーションなども身に付けさせてくれます。

子どもが基本的生活習慣を身に付けるためには、親がその意義を理解し、自ら規則正しい生活を送るよう努める必要があります。そのため、親のライフ・ワーク・バランス（※3）も視野に入れながら、社会全体で取り組むための環境づくりを行っていきます。

(3) 豊かな体験活動による学びの促進

思いやりの心、約束を守ること、生命や自然の大切さなどは、教えられて学習するものというより、むしろ、体験を通じて自らが気付き、実感することによって、初めて習得できるものです。また、様々な体験を積み重ねることにより、自ら考え、自ら行動する姿勢を身に付けることができるようになります。

幼児期は、人とのかかわりや遊びを中心とした体験活動を通して、道徳性や社会性、自発的な行動など、社会生活を営んでいく上での原点となるものを獲得していく大切な時期です。そのため、子どもが様々な体験活動による学びの機会を得られるよう、取組を一層充実させていきます。

(4) 幼児教育の充実のための環境づくり

幼児教育は、乳幼児の多くが在籍する幼稚園、保育所等といった教育現場はもちろんのこと、家庭、地域社会において幅広く行われています。

幼稚園、保育所等から小学校への円滑な接続や「幼（幼稚園）・保（保育所）・小（小学校）」の連携・交流、特別な支援を必要とする子どもへの適切な対応など、多様化する幼児教育へのニーズに対応するため、教育と福祉の連携による環境整備のほか、家庭・地域社会の教育力の向上に向けて、家庭、地域社会、幼稚園、保育所等、行政など、関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たすよう働きかけを行うとともに、相互の連携強化に向けた取組を行っていきます。

※3 ライフ・ワーク・バランス

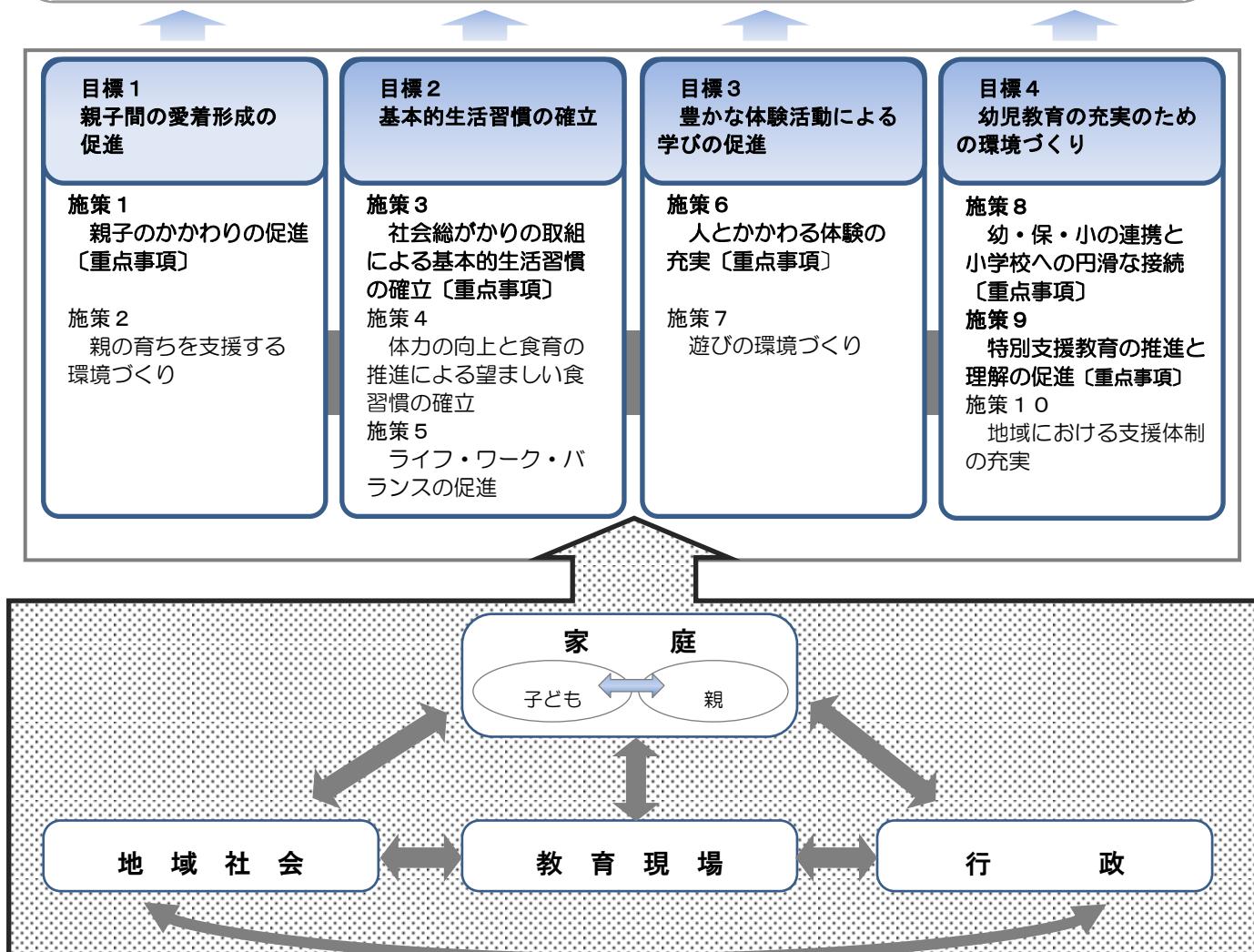
国（内閣府）では、「仕事と生活の調和」を意味する「ワーク・ライフ・バランス」（働きながらも私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること）という言葉を使用しているが、本計画は幼児期の子どもを対象とし、学ぶ土台として、より家庭生活が重用であるという考え方のもとに取り組むことから、独自に「ライフ・ワーク・バランス」という言葉を使用する。

3 本県幼児教育の展開イメージ

目指す子どもの姿

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”

～遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ～



◆ 本計画における幼児教育を担う主体の定義と各主体に期待される役割 ◆ [上段：定義 下段：役割]

家 庭	主に親子が生活をともにする集団及び場を指します。また、同様の集団や場も含みます。
	教育の基盤が家庭にあることを認識し、主体的に子どもの教育を行います。また、地域社会、教育現場、行政と連携し、家庭の教育力の向上に努めます。
地 域 社 会	隣人、市町村の行政区、子育て支援施設、N P O、企業などのほか、本計画で定義する家庭、教育現場、行政以外の機関等を指します。
	「地域の子どもは地域で育てる」との視点に立ち、家庭、教育現場、行政と連携し、地域の教育力の向上に努めます。
教 育 現 場	幼稚園・保育所等といった幼児教育を行う施設を指します。また、幼児教育との連続性を確保する観点から、小学校を含む場合があります。（保育所等に「認定こども園」を含みます）
	幼児教育を担う役割の重要性を認識し、家庭、地域社会、行政と連携の上、幼児教育の一層の充実に努めます。
行 政	児童福祉、保健、医療、教育など、幼児教育に関係する機関を指します。
	幼児教育の重要性について広く周知を図るとともに、家庭、地域社会、教育現場と連携・調整しながら、様々な施策の展開により幼児教育の一層の充実に努めます。

第2章 計画の策定に当たって

1 「学ぶ土台づくり」推進計画とは

(1) 計画策定の背景と趣旨

幼児期は、親子間（家庭）の世界に限定された乳児期を越え、生活場面や興味・関心の対象、他者とのかかわりなどが大きく広がり、依存から自立への第一歩を踏み出す、子どもの成長にとって重要な時期です。この時期に、基本的生活習慣や道徳性の芽生えを培うとともに、学ぶ力の源となる好奇心や探究心を養うことは、将来にわたり、生きる力を育む土台となるものであり、人間形成の基礎を形づくる出発点となるものです。

幼児教育については、平成18年に改正された「教育基本法」において、その重要性が明確に位置づけられ、国や地方公共団体は、その振興に努めることが定めされました。同年、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行されたことにより、就学前教育・保育を一体的に行い、その充実を図るとともに、地域の子育て機能を担う新しい仕組みとして、認定こども園制度がスタートしました。また、平成21年4月から適用された改定「幼稚園教育要領」は、今後の幼児教育の方向性について、「幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続」、「幼稚園生活と家庭生活の連続性の確保」、「預かり保育や子育て支援の推進」を位置付けました。さらに、同じく平成21年4月から適用された改定「保育所保育指針」は、全ての認可保育所が順守すべき法規範として位置付けられるとともに、保育所においては、養護と教育を一体的に展開することが明確化されました。一方、人とかかわる力や自制心・基本的生活習慣の定着度の不足など、現在の子どもが抱えていると言われる課題についても、幼児期の教育との関連が強く指摘されており、その充実に全力で取り組まなければならない時期にきてています。

こうしたことから、県では、幼児期を、次代を担う子どもたちが将来の自立のために必要となる社会性、コミュニケーション能力、想像力など様々な能力や態度の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期としてとらえ、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指し、幼児教育に関係する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら共に取り組むことが望まれる事柄を、総合的な視点でとりまとめることが必要との判断のもとに、平成23年3月に本計画を策定しました。

(2) 施策の実施状況

「学ぶ土台づくり」推進計画（平成23～26年度）の推進においては、東日本大震災の発生により、甚大な人的・物的被害を受けたことから、事業の開始時期が遅れたことに加え、推進計画策定の趣旨等が十分普及啓発されないまま施策の展開を図ってきたことや、事業の実施において不十分な点もあったと捉えています。

そのため、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画では、引き続き、「学ぶ土台づくり」推進計画（平成23～26年度）の目指す子どもの姿と4つの目標、10の施策に沿って事業を展開することとしました。前推進計画期間中に発生した東日本大震災や社会情勢の変化等により新たに生じた課題に対応する事業を展開することとし、一定の成果が見られた事業の継続・拡充を図りながら前推進計画から持ち越された課題の解決に向けて注力していきます。

目標1 親子間の愛着形成の促進

施策1 親子のかかわりの促進（重点事項）

施策2 親の育ちを支援する環境づくり

- ◇ 親子のふれあいの重要性を科学的見地により啓発するパンフレットの作成・配布や子育て学習講座の開催、あるいは、絵本の読み聞かせや親子遊びの機会の提供を通して、親子のかかわりの重要性や望ましいコミュニケーションづくりの普及啓発を推進しました。
- ◇ 幼児とその親を対象に、季節の行事・遊び歌やダンス、料理教室など様々な親子プログラムを提供することにより、親子間の絆やふれあいを深める取組を推進しました。
- ◇ 「親育ち」のためのプログラム（「親の学びのプログラム」）の提供や講座の開設、子育てサポーターの育成などを通して、子育て中の親を支える体制づくりの整備を進めました。
- ◇ 中学生や高校生等の親になる前の世代に対して、子育てに関する講話や保育体験などを通し、「親になるための教育」等を推進することにより、子育てに関する知識や心構えを身に付け、子どもを理解する力の涵養を図りました。また、「みやぎっこ応援隊」や「応援の店」等による県民運動を開催し、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図りました。

目標2 基本的生活習慣の確立

施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）

施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立

施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進

- ◇ 知・徳・体の調和の取れた健やかで元気な子どもを育てるために、家庭、地域、企業等と連携・協力し、社会総がかりで子どもの基本的生活習慣を確立する「ルルブル」（※4）の取組を推進しました。

※4 ルルブル

子どもの健やかな成長に必要な「しっかり寝る・きちんと食べる・よく遊ぶで健やかに伸びる」の語尾をとったものの。宮城県では、平成21年11月に行政、地域、団体、企業等を会員とする「みやぎっこルルブル推進会議」を設立し、子どもの生活習慣の確立に向けた取組を行っている。

- ・ 親向けには、家庭における「はやね・はやおき・あさごはん」勵行の重要性を啓発する講座の開催や科学的視点に基づいて作成したパンフレットの配布などを通して、基本的生活習慣の確立を促進しました。
- ・ 子ども向けには、「はやね・はやおき・あさごはん」などの大切さを直接、分かりやすく理解させる副教材（DVD）を制作・配布するなどにより、規則正しい生活の実践を促しました。
- ・ 幼児が楽しく元気に体を動かすことのできるダンスを新たに創作し、活用を図ることにより、運動の習慣化を促しました。今後は、より多くの子どもたちが、健康の維持や体力の増進に向けた取組を日常的に実践できるように働きかけていくこととします。
- ・ 仕事を持つ親がしっかり子育てに取り組めるように、新聞意見広告の掲載や講演会の開催等を通して、企業の理解と協力を求めながら、社会全体で取り組むことの重要性を啓発しました。
◇企業関係者を対象に、ライフ・ワーク・バランスに関するシンポジウムやワークショップ等を開催することにより、子育てしやすい就業環境づくりを推進しました。

目標3 豊かな体験活動による学びの促進

施策6 人とかかわる体験の充実（重点事項）

施策7 遊びの環境づくり

- ◇ 幼児を対象に、自然の家の自然体験宿泊活動を通して、自立心や協調性、感性を育成するとともに、その幼児の親に対して、自然体験活動の効果を体験的、理論的に学ぶ機会を提供しました。今後は、さらに学ぶ機会の充実を図りながら、身近な場所でも体験活動ができるようになることが必要と考え、施策に盛り込んでいくこととします。
- ◇ 高齢者や中学生、高校生等とふれあう異世代交流・地域間交流を促進することにより、子どもが地域社会の中で人間性や社会性を培う取組を推進しました。
- ◇ 地域で伝承されてきた昔遊びや季節の行事への参加など、様々な体験を通して、地域の人とかかわる機会を創出しました。
- ◇ 東日本大震災の影響で遊び場や運動場の使用に制限のある沿岸被災地において、幼児を対象にした「サッカー教室」を実施することにより、体を動かすことの心地よさや楽しさを実感させるとともに、外遊びや運動する機会を提供しました。

目標4 幼児教育の充実のための環境づくり

施策8 幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）

施策9 特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）

施策10 地域における支援体制の充実

- ◇ 子どもの発達を長期的な視野で捉えるとともに、それぞれの教育内容や指導方法について相互理解を図るため、幼稚園・保育所等・小学校が連携、合同して研修会を開催するなど、幼児教育の充実を図りました。
- ◇ 県内7圏域で幼児教育の「現場」の関係者が集まり、ワークショップ形式で前推進計画についての理解を深め、情報を共有しながら、それぞれの立場で何ができるのかという視点に立った課題解決のための意見交換が行われました。今後はワークショップで得られた気付きを具体的な取組として行われるように改善を図っていくこととします。
- ◇ モデル地区に指定された市町村において、乳幼児検診等で発達障害等の疑いのある未就学児を早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援を継続的に行うことができました。
- ◇ 心身の発達に遅れ等が懸念される子どもを早期に発見し、保護者への育児支援を行うとともに、保健・医療・福祉及び教育現場の連携を促進しました。
- ◇ 行政と幼稚園・保育所等の教育現場が連携した支援ネットワークの構築や子育てに関する情報を掲載したハンドブックの作成・配布、子育てサークルの支援や子育てサポートの養成など、地域における支援体制の充実を着実に推進しました。

2 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の策定

（1）第2期推進計画策定の趣旨

「学ぶ土台づくり」推進計画は、本県の県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら策定された本県教育行政についての総合計画である「宮城県教育振興基本計画（平成22年3月策定）」及び次世代育成支援についての総合計画である「みやぎ子ども・子育て幸福計画第Ⅰ期（平成27年3月策定予定）」の中で位置付けがなされており、これらの計画に基づいた宮城県としての幼児教育に関する計画です。

「学ぶ土台づくり」推進計画は、平成26年度に終期を迎えることになっておりますが、現状において、時代の変化や幼児教育をめぐる新たな課題が生じております。こうした状況を踏まえながら、この4年間の取組の成果等について検証し、そこで明らかになった課題への対応等を検討し、実践していくこととしました。計画の推進に当たっては、「学ぶ土台づくり」推進計画（平成23年3月策定）から継続した本県幼児教育の目指す姿の実

現に向けた4つの目標を達成するために、施策毎に目標指標（※5）を設定し、P D C Aサイクルによる計画の実施と進行管理を図っていくこととしました。

以上のことから、「学ぶ土台づくり」推進計画の基本的な方向性は継承しつつ、幼児教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、本県の幼児教育を推進していくための新たな指針として第2期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定しました。

（2）計画の対象及び幼児教育の定義

本計画の対象は、宮城県に居住する全ての小学校就学前の子ども（乳幼児）とします。また、幼児教育とは、対象となる子どもに対して行われる教育・保育を意味し、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等、子どもが生活する全ての場において行われる教育・保育とします。

（3）計画の期間と進行管理

本計画は、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成26年度から平成29年度まで）」との連動性を考慮し、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画とします。また、「学ぶ土台づくり」推進計画の着実な推進を図るために、関連事業の実施状況を毎年度検証し、評価を行います。

なお、期間終了後（平成29年度以降）の取組については、幼児教育に関する国の制度変更の動向などを踏まえながら、改めて検討します。

（4）計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、幼児教育に関する有識者・幼稚園・保育所等・小学校・保護者・N P O・各市町村（教育委員会を含む）の関係者などで構成する「学ぶ土台づくり」推進連絡会議（※6）の意見を踏まえながら策定を進めるとともに、県民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。また、県として、幼児教育の現状把握に努めるとともに、今後の施策の在り方を検討する上での基礎資料とするため、幼稚園・保育所等の教諭・保育士等を対象にした「幼児教育に関わる実態調査」及び幼稚園児・保育園児の保護者を対象にした「幼児教育に関わるアンケート」（※7）を実施しました。さらに、本計画の対象は、教育委員会及び知事部局所管の事務事業を包含することから、関係各課室で構成する第2期「学ぶ土台づくり」推進計画庁内検討ワーキンググループ会議を設置し、同会議での検討を経ながら策定を進めました。

※5 目標指標

第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の目標達成度を総合的に把握するために設定した指標。指標に対する目標値（%）を設定しているが、その考え方については次のとおりである。

- ① 過去3年間の経年変化の平均に10%の数値を加えたものを5%刻みに整えて設定する。【主に行動に対して】
- ② 過去3年間の経年変化の平均に20%の数値を加えたものを5%刻みに整えて設定する。【主に広報や告知に対して】
- ③ 過去3年間の最良値を基礎として、10%の数値を加え5%刻みに整えて設定する。

※6 「学ぶ土台づくり」推進連絡会議

本計画の策定に当たり、幼児教育の充実に向けた幅広い意見聴取を行うために設置した組織。学識経験者、幼児教育関係者、行政関係者、幼児の保護者、地域で活動する有識者、N P O団体、報道関係者等により構成（座長：東北大学加齢医学研究所所長 川島隆太氏）

※7 「幼児教育に関わる実態調査」「幼児教育に関わるアンケート」

「学ぶ土台づくり」推進計画の進行管理及び本県幼児教育の充実に向けて県教育委員会が実施している調査。

○調査対象

「幼児教育に関わる実態調査」：県内国公立・私立幼稚園・認可保育所・認定こども園の園長・所長・教諭・保育士・保育教諭等
「幼児教育に関わるアンケート」：県内国公立・私立幼稚園・認可保育所・認定こども園の園児の保護者

第3章 本県幼児教育の現状

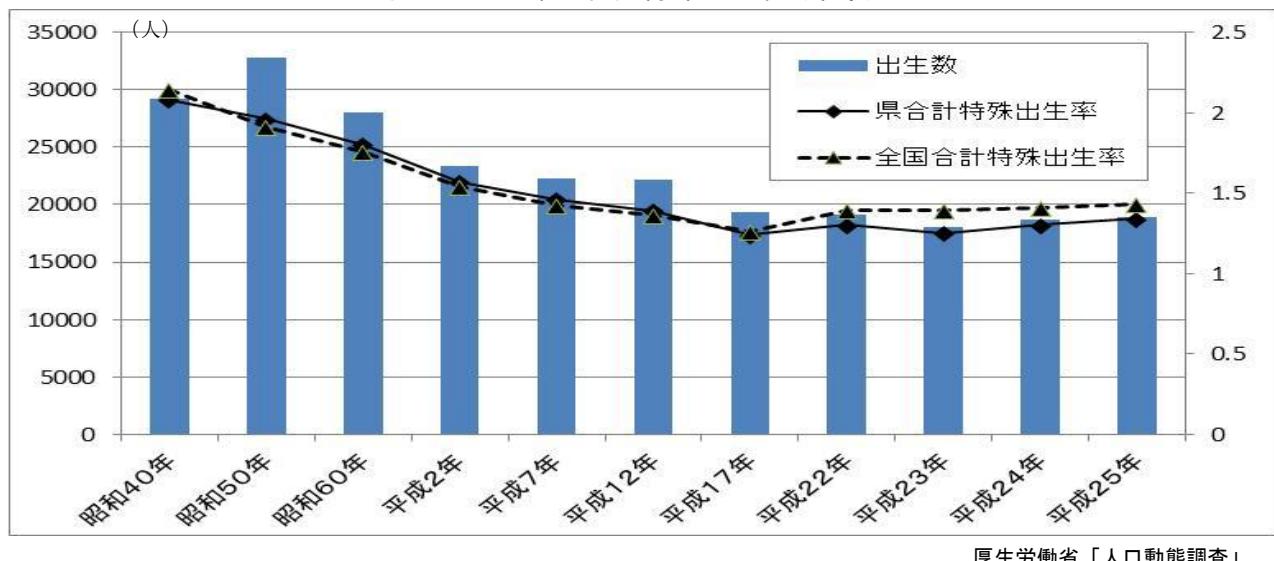
1 幼児教育（子ども）を取り巻く社会の状況

近年、我が国においては、少子化・核家族化の進行、親の就労状況の変化、都市化の拡大などの影響により、育児不安、しつけへの自信喪失など家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化が進み、また、平成23年3月に発生した未曾有の大災害、東日本大震災により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

（1）少子化と核家族化の進行

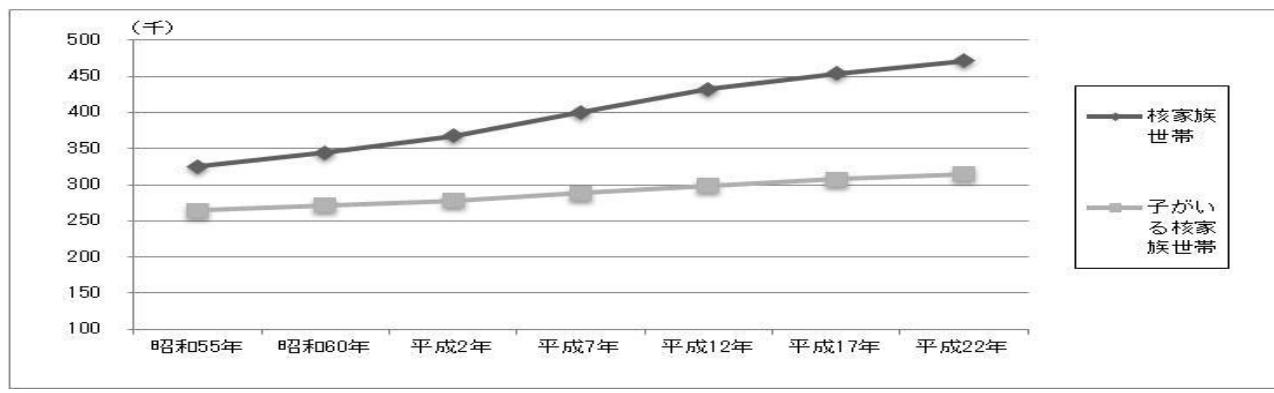
- ・本県における出生数は、昭和50年前後の第2次ベビーブームをピークに、減少傾向にあります。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率についても、長期的に人口が安定的に維持される2.1を大きく下回っています（図1）。
- ・一方、本県における核家族世帯（父子家庭・母子家庭を含む）の数は毎年増え続けており、家庭や地域社会における人とのかかわりやつながりに大きく影響を及ぼす少子化と核家族化は、これまでの推移から、今後も進行していくことが予想されます（図2）。

図1 出生数と合計特殊出生率（本県）



厚生労働省「人口動態調査」

図2 核家族世帯数（本県）

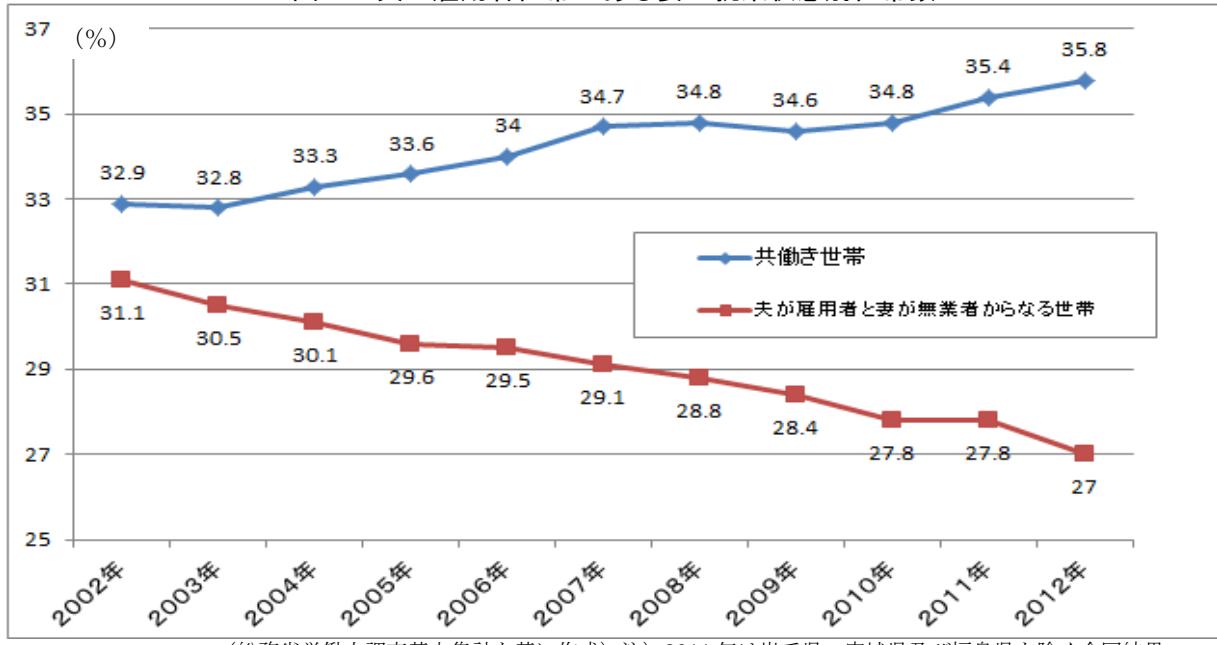


総務省「国勢調査」

(2) 親の就労状況の変化

- 「男女共同参画に関する世論調査（内閣府）2012」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対と回答している人の割合は45.1%であり、20年前の同じ調査に比べて11ポイント上昇しています。このような意識の変化を反映してか、総務省「労働力調査」によると、女性の雇用者数が増加し、それに伴って、夫が雇用者と妻が無業者からなる世帯数が減少し、共働き世帯が増加しています（図3）。
- ・残業の有無や育児休暇の取りやすさ、長期的な就労の見通しなどの就労環境は職種や企業規模によって大きく異なっていると言われています。
- ・就労状況の変化に伴い、地域によっては保育所の待機児童が増え、延長保育や預かり保育、一時預かり保育、夜間保育、休日保育など保育ニーズが多様化しています。

図3 夫が雇用者世帯である妻の就業状態別世帯数



(3) 家庭と地域社会の変化

- ・家庭や地域社会は、核家族化や親の就労状況の変化、所得格差の拡大による二極化、都市化の進展などにより大きく変化していることに伴い、子育て中の家庭では、ゆとりがもてない、子どもへのかかわり方が分からず、相談相手がいないなど、子育てについての悩みや不安を抱く親が増えてきています。
- ・同様に地域社会では、近隣とのつながりが希薄化し、子どもたちを地域で見守る、お互いに声をかける、子育てを支え合うなど、これまで担ってきた役割を果たせなくなっています。

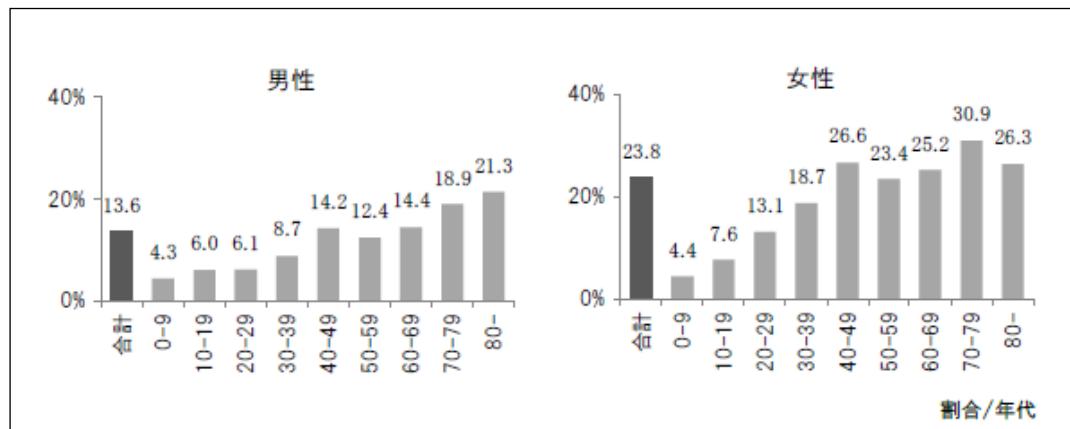
(4) 子どもの育ちの変化

- ・子どもは、遊びを通して多くのことに気付きながら好奇心や探究心をかきたて、発想を豊かにしています。また、人とかかわる中で、相手を思いやること、友だちと衝突しても解決していくことができること、我慢すること、善いことと悪いことを区別すること、約束やきまりを守ることなど、主体性や社会性等を身に付けていきます。
- ・少子化や核家族化の進行などにより、家庭内での人とのかかわりが減少し、これまで家庭で自然に涵養されてきたコミュニケーション能力や規範意識、思いやりなどが身に付きにくくなっています。また、遊び場が少ない、携帯型電子ゲームやスマートフォンの普及、事件・事故への不安などにより、集団遊びから個の遊び、外遊びから室内遊びへと子どもの遊びの様態も変化してきています。

(5) 東日本大震災の影響

- ・東日本大震災の発生により、多くの尊い命が失われるとともに、県内各地に甚大な被害をもたらしました。震災後は、子どもを取り巻く生活環境についても大きな変化が見られています。
- ・震災により心に傷を負った子どもや親も多く、表面上には表れなくとも不安や精神的ストレス等による心の問題の増加が懸念されています。
- ・長期に渡る避難生活、仮設住宅建設に伴う運動場や遊び場の不足、日常生活に関連する放射能の風評被害等、多くの不便さを抱え、限られた空間の中での生活を強いられている子どもも少なくありません。

図4 災害を思い出して気持ちが動搖することがある人の割合



平成26年度応急仮設住宅（プレハブ）入居者健康調査結果（宮城県保健福祉部健康推進課）

2 本県幼児教育の課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の委員及び地域の子育て支援関係者からの意見や、これまで県教育委員会が行った幼児教育に関する実態調査（アンケート）の結果などから、本県幼児教育の課題が浮かび上がってきました。

（1）親子のかかわり

親子のかかわりを通じて育まれる愛着関係は、子どもが他者や外の世界にかかわっていく際に、自分を守ってくれる安心感と情緒的な満足感となり、その後の成長に大きく影響を与えると言われています。

① 親子のかかわりについて

「親子の平日の接触時間」（図5）で、父親の接触時間は、平成24年度以降1時間以内と回答した割合が約50%となっています。また、母親の接触時間は1時間以上と回答した割合が約70%となっており、父親、母親の平日にふれあう時間については概ね大きな変化は見られません。

ふれあう内容については、父親、母親ともに「一緒に話をする」が一番多く、次いで「テレビやビデオを見る」「お絵かきやおもちゃなどの遊びをする」という回答になっています（図6）。「テレビを見ながら」「スマートフォンを使用しながら」などの「ながら育児」は、親子間の愛着形成や子どもの心の発達を阻害する一要因となることが懸念されます。また、ライフ・ワーク・バランスの問題もありますが、今後も親子がふれあう時間の確保はもちろんのこと、限られた時間の中でも、会話や絵本を読み聞かせるなど、密度の濃いかかわりをもつことが望されます。

図5 親子の平日の接触時間（本県）〔食事、入浴は除く〕

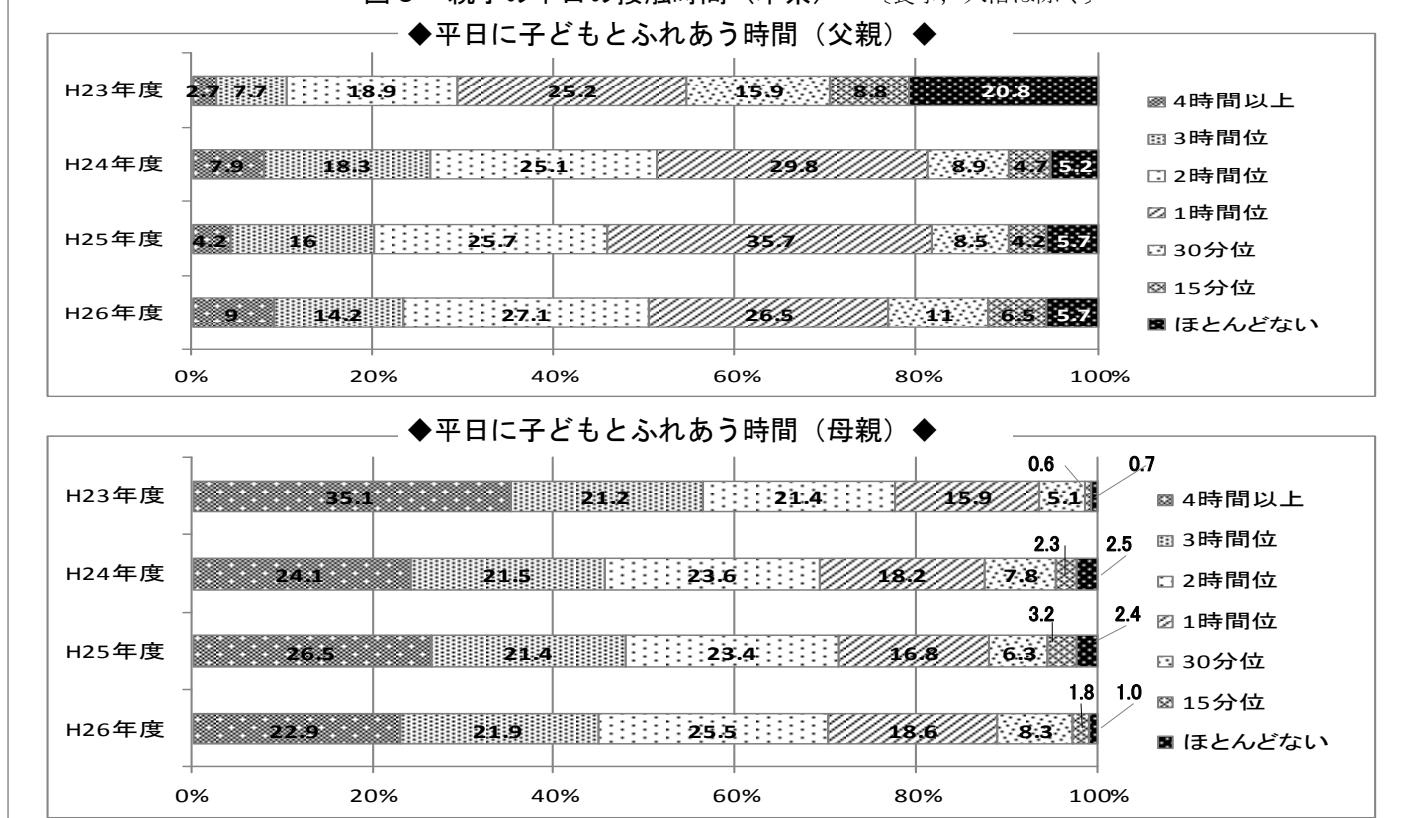
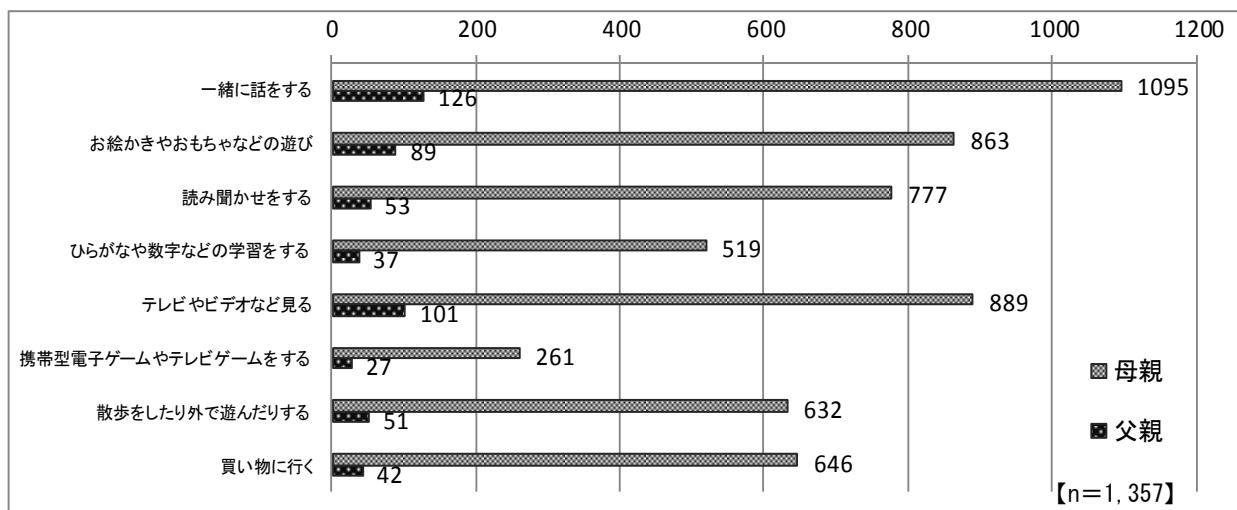


図6 平日に子どもとふれあう内容（複数選択）

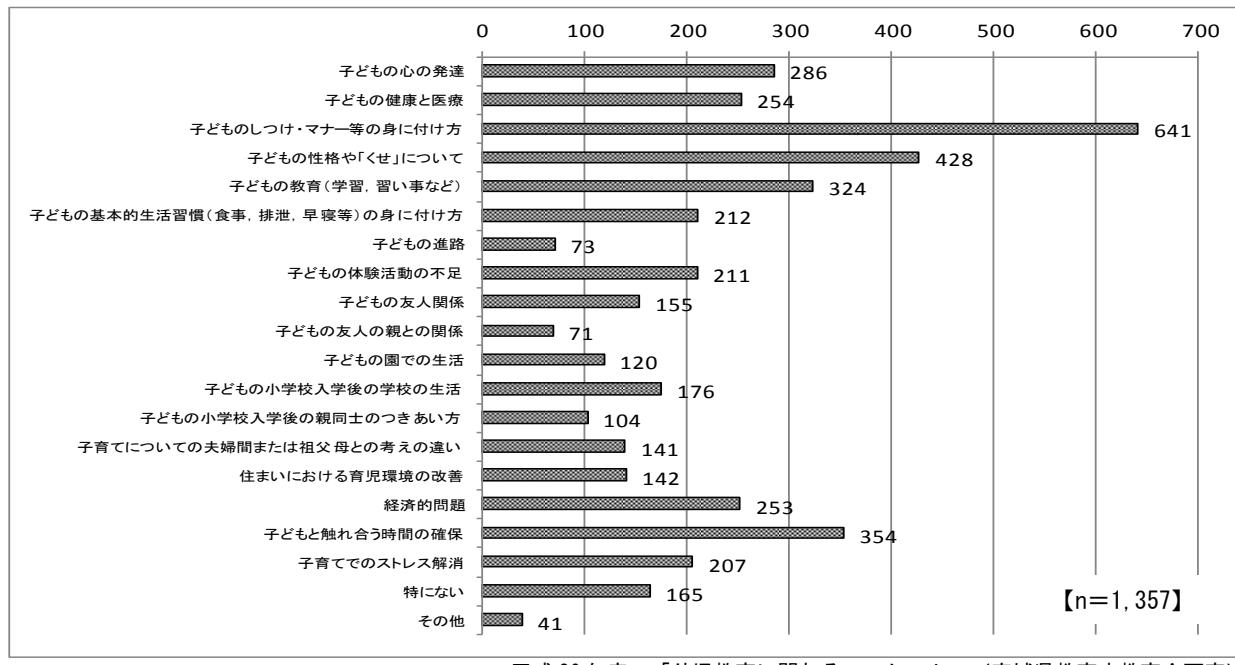


平成 26 年度 「幼児教育に関するアンケート」（宮城県教育庁教育企画室）

②親の姿について

幼児教育に関するアンケート「子育てで悩んでいることは何ですか（複数回答）」の設問では、「子どものしつけ・マナー等の身に付け方」「子どもの性格やくせ」「子どもとふれあう時間の確保」「子どもの教育（学習、習い事など）」「子どもの心の発達」という回答が多い結果となりました。また、「学ぶ土台づくり」推進連絡会議や圏域別ワークショップの話し合いの中で、地域の子育て支援に関わっている関係者からは「一生懸命頑張りすぎて悩んでいる親がいる一方で無関心の親があり、必要なメッセージをどのようにして伝えていくか難しい」「地域で孤立している親が気軽に相談できる場や体制づくりが必要」など、親に対する個別の対応や、地域における支援の充実を望む声が寄せられており、子育て支援体制のより一層の充実が今後も必要です。

図7 親が子育てで悩んでいること（複数選択）



平成 26 年度 「幼児教育に関するアンケート」（宮城県教育庁教育企画室）

(2) 基本的生活習慣の状況

基本的生活習慣の中で根幹となる「はやね・はやおき・あさごはん」の習慣は、その後の学習や生活、健康に大きく影響を及ぼすため、幼児期から身に付けていくことが望まれます。

①「はやね・はやおき・あさごはん」について

幼児教育に関わるアンケート「子どもの就寝時間・起床時間・朝食摂取」の設問で就寝時間については、宮城県が推奨している就寝時刻の9時以降に寝る割合が58.1%となっています。その中で午後10時以降に就寝している子どもが8.2%です。午後9時以降に寝ることがある場合の理由については「布団に入るがなかなか眠られない」という回答が一番多く、次いで「親の仕事の都合」となっており、親の生活習慣が子どもの就寝時間に少なからず影響を与えていることがうかがわれます（図8）。

図8 就寝時間

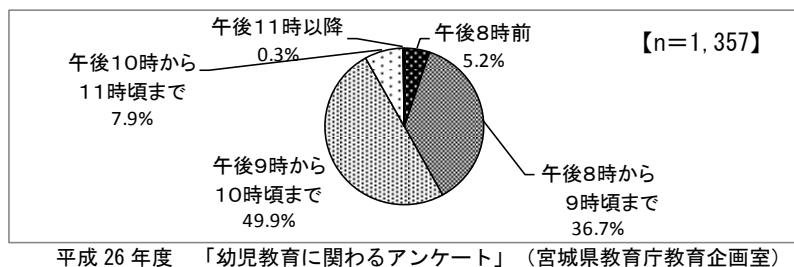


図9 起床時間

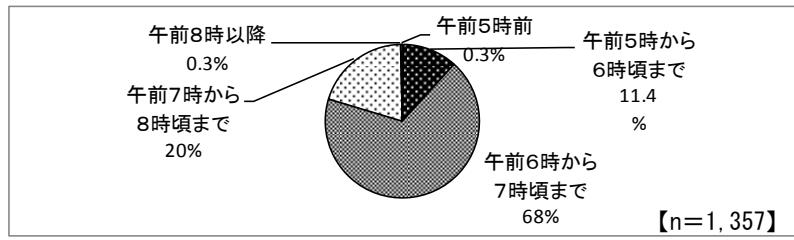
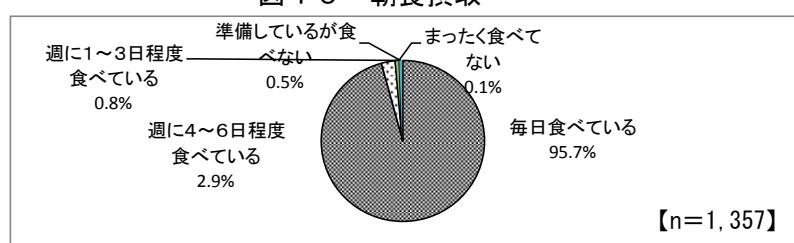


図10 朝食摂取



とが分かっています。

以上のことから、基本的生活習慣に対する親の意識を高めていく必要があるとともに、親の就労環境の改善の上からも、ライフ・ワーク・バランスも視野に入れながら、家庭を取り巻く教育現場、地域社会、行政が一体となって取り組んでいくことが求められます。

※9 「主食」：ごはん・パン・麺類など 「主菜」：魚・肉・卵・納豆など 「副菜」：野菜・いも・海藻・汁物など
「その他」：牛乳・乳製品・果物など

(3) 体験活動の状況

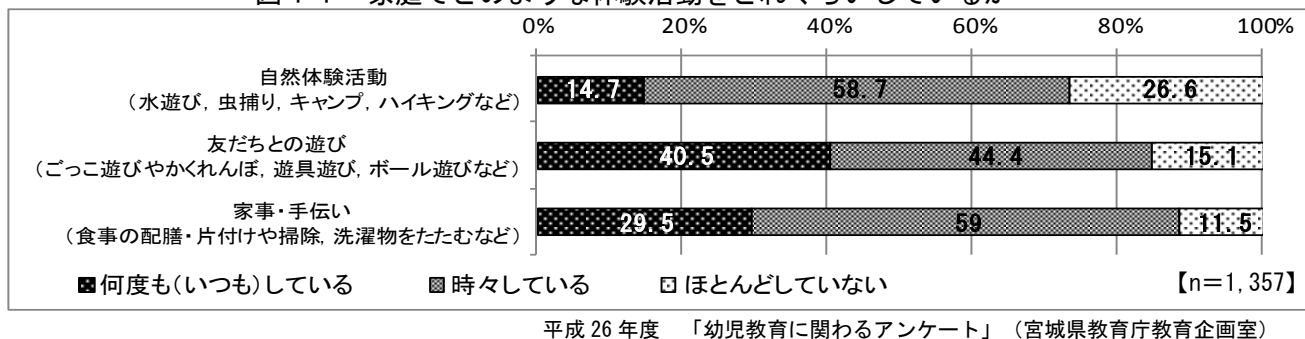
子どもは、遊びを中心とした体験活動を通じて、道徳性や社会性、規範意識などを獲得していきます。また、このことを裏付ける調査結果（平成22年「子どもの体験活動の実態に関する調査研究報告書」：独立行政法人国立青少年教育振興機構）が明らかにされており、子どもの体験活動を豊富にしていくことが求められます。

① 体験活動について

幼児教育に関わるアンケート「家庭でどのような体験活動をどれくらいしているか」の設問では、「水遊び、虫捕り、キャンプなどの自然体験活動」をいつも行っている割合が低くなっています（図11）。

全体的に「何度も（いつも）している」の割合が低いことから、家庭での取組の促進のほか、地域の資源や人材を活用した体験活動がしやすい環境づくりが求められます。

図11 家庭でどのような体験活動をどれくらいしているか



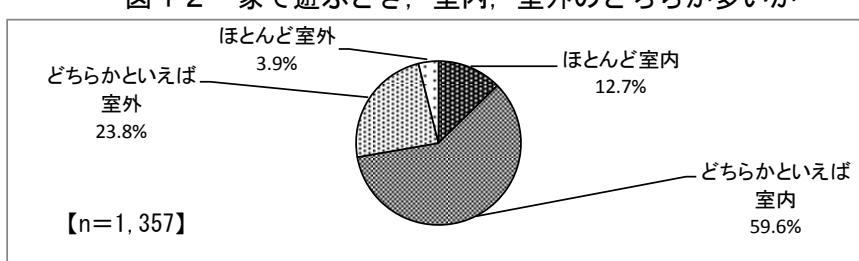
② 外遊びについて

幼児教育に関わるアンケート「家で遊ぶ時、室内、室外のどちらが多いか」の設問では、「ほとんど室外」と「どちらかといえば室外」の回答を合わせると27.7%の割合で、室外で遊ぶ機会が少ない状況にあります（図12）。

このことは、少子化や都市化、東日本大震災等の影響で遊び場が減少したことや、携帯型電子ゲームの普及、事件・事故への不安なども、その要因と考えられます。

一方、幼児期の運動習慣は、その後の運動能力や体力に影響を及ぼし、運動する子とそうでない子の二極化も引き起こしています。また、運動欲求の充足は精神衛生面にも影響を及ぼすと言われています。子どもの成長、特に幼児期の子どもの成長には、適度な運動、十分な睡眠、栄養バランスのとれた食事が不可欠であり、基本的生活習慣の確立や食育の推進も図りながら、子どもたちが安心して思いきり遊べる環境

図12 家で遊ぶとき、室内、室外のどちらが多いか



づくりが求められます。

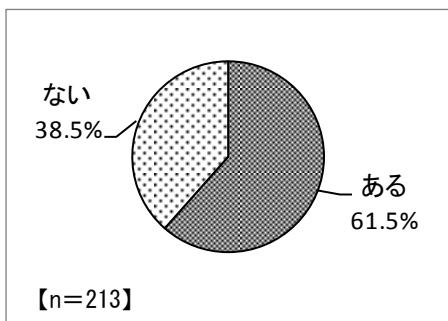
(4) 幼児教育の状況

子どもの健やかな成長のためには、その基盤となる家庭での取組に加え、学びと発達の連続性を確保するという視点に立った幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続を図るためにも、小学校も含めた教育現場、地域社会、行政が連携を密にし、一体となつた環境づくりを進めていくことが大切です。

① 幼・保・小の連携について

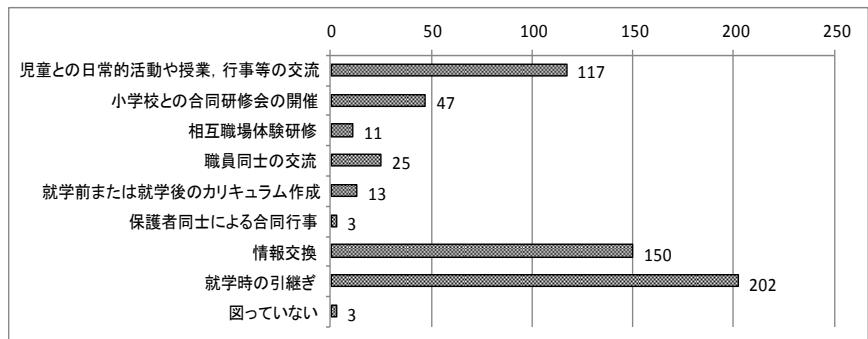
幼児教育に関わる実態調査「幼・保・小の連携について」の「小学校との連携を図るために連絡協議会等の連携組織があるか」の設問で、「ある」と回答した幼稚園・保育所等が 61.5%でした（図 13）。「小学校とどのような連携を図っているか」の設問で、「就学時の引継ぎ」の回答が最も多く、次いで「情報交換」、「児童の日常的活動や授業、行事等の交流」となっていますが、現在「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で述べられている幼・保・小連携の趣旨や重要性、必要性と照らし合わせてみると、必ずしも十分な連携が図られているとはいえない状況が見受けられます（図 14）。幼稚園や保育所等によって、就学先が複数になる場合や地域的に連携する小学校が近くにない場合もありますが、どの小学校に就学しても学校生活へ円滑に適応できるように、「幼・保・小連携の重要性・必要性」について伝えるとともに、児童と児童や職員間の交流を促進するなど、更なる連携の充実が求められます。

図 13 小学校との連携を図るために連絡協議会等の連携組織があるか



平成 26 年度 「幼児教育に関する実態調査」
(宮城県教育庁教育企画室)

図 14 小学校とどのような内容の連携を図っているか（複数選択）



平成 26 年度 「幼児教育に関する実態調査」 (宮城県教育庁教育企画室)

② 職員の研修状況について

職員の研修については、職員の資質と指導力の向上を目指し、現在、主に幼稚園や保育所等の所管毎に行われています。

幼児教育に関する実態調査「現在の研修状況について」の設問では、研修の満足度の割合は「満足している」「だいたい満足している」を合わせると 79.3%となっており、教諭・保育士等が現状にほぼ満足している様子が見られます。（図 15）。

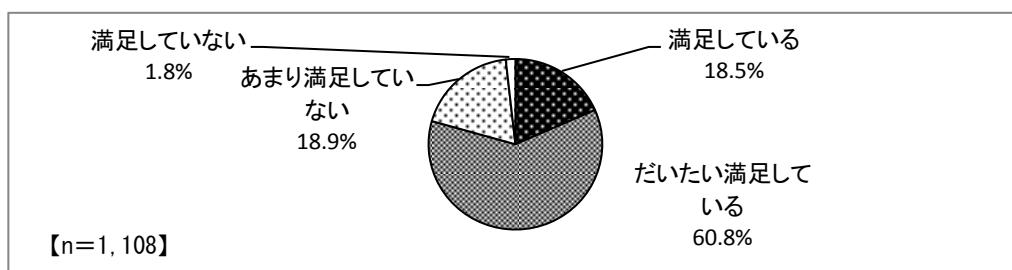
しかし、園長・所長からは、「幼児教育の研修参加体制や研修の重要性への意識が不

十分である」 「保育所の職員は、なかなか研修の機会が保障されない」 「参加した時の補欠体制が難しい」といった意見が挙げられており、また、教諭、保育士等からは、研修に満足していない理由として、「受けたい研修が少ない」「仕事が多忙で参加する時間がない」「平日の参加は難しい」を挙げています。

幼児教育の一層の質の向上を図るために、研修に参加しやすい時間帯や会場への配慮、また現場のニーズに応じた研修内容の吟味等、研修の充実により、全ての幼稚園教諭・保育士に受講しやすい研修機会を提供していくことが望まれます。

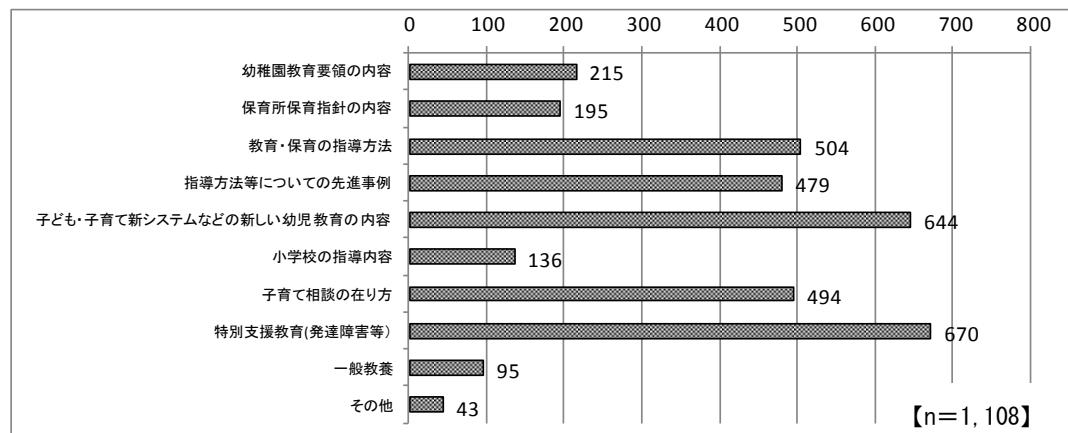
また、同調査の「今後受講したい研修会等の内容」の設問では、「特別支援教育（発達障害等）」「子ども・子育て新システムなどの新しい幼児教育の内容」の回答がほぼ同数で最も多く、これは現在の幼稚園と保育所等いずれも共通する課題であると考えられます（図16）。特別支援教育に関しては、発達障害等の早期発見から日々の教育・保育における適切な支援に生きる体制の構築や就学指導も含めた対応などが急務です。そのためにも、幼稚園教諭や保育士がそのスキルを高めていくことが必要であり、特別支援教育に関する研修機会の更なる充実が求められます。

図15 幼稚園と保育所の研修の満足度



平成26年度 「幼児教育に関する実態調査」（宮城県教育庁教育企画室）

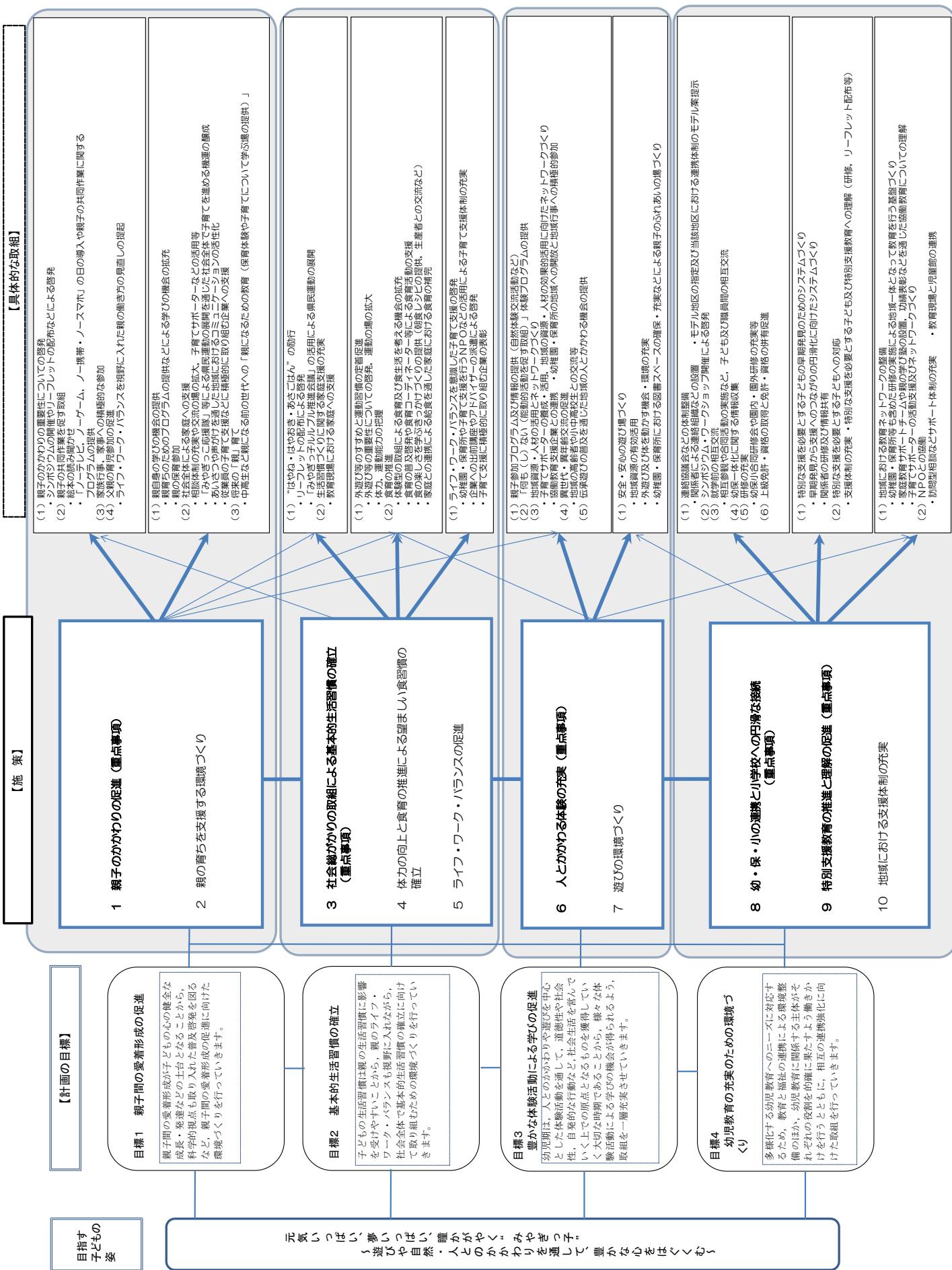
図16 今後受講したい研修会等の内容について（複数選択）



平成26年度 「幼児教育に関する実態調査」（宮城県教育庁教育企画室）

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系



指す
子どもの
姿

元気い
っぱ
い、夢い
ひ遊び
ひやば
自然、
・睡
人か
ひと
かみ
わりや
かく
みや
りを通
して、
豊かな
心をは
ぐくむく

2 施策の展開

目標 1 親子間の愛着形成の促進

すべての教育は、家庭での教育の基礎の上に行われるものです。特に、幼児期においては、家庭は子どもの教育に最も重要な役割を果たす場であり、親は、子どもを育て、教育することを通じて、社会的、人間的に成長するものもあります。

その一方で、近年、家庭の教育力の低下が指摘されており、その理由として、少子化、核家族化、都市化、地域社会での人間関係の希薄化、就労状況の変容、所得格差の拡大による二極化など、家庭を取り巻く環境の変化が挙げられています。これまで子育ては、祖父母や兄弟姉妹など家族の協力と地域の人々の支援のもとに行われてきましたが、こうした環境の変化の中で、親は、周囲から孤立した状態で子育てを行う傾向が強まっており、様々な不安や悩みを抱え、子どもの健やかな成長に望ましくない影響を及ぼす例も散見されています。

今回、県教育委員会が行った幼児教育に関するアンケートでも、様々な悩みを抱える親が多いということが分かっています。

こうした状況に対応するためには、まず、親が自分の子どもを主体的に、責任を持って育てる姿勢を涵養していくことが大切であり、その上で、幼稚園・保育所等や行政機関、NPOなどの適切な支援を十分受けられる体制を構築することが必要です。

このような現状を踏まえ、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画では、親自身が親として成長するための学習支援や環境づくり、さらには、親になる前の世代に対する“親になるための教育”を推進するほか、子育てについての知識・経験の不足、それらに起因する育儿不安などを解消するための支援体制を一層充実させ、親子間の良好な愛着関係を築くことができるよう、次の取組を進めています。

施策 1 親子のかかわりの促進（重点事項）

施策 2 親の育ちを支援する環境づくり

【施策 1 親子のかかわりの促進】

（1）親子のかかわりの重要性についての啓発

<行 政>

- ・シンポジウムの開催等による情報発信をはじめとする様々な手段を講じるとともに、ワークショップ等による情報交換を行います。
- ・科学的視点に基づいて作成したリーフレットを各関係機関、幼稚園・保育所等の保護者等に配布し、また、研修会で活用します。

(2) 親子の共同作業を促す取組

<教育現場>

- ・親子のかかわりの機会となり、豊かな感性や人間性の育成にも資する絵本の読み聞かせを促進します。

<教育現場・行政>

- ・様々な体験によって得られる感動や物事への興味・関心を育むため、親子がふれあう時間や能動的な遊びを増やすための取組として、「ノーテレビ、ノーゲーム、ノーポータブル・ノースマホ」の日の導入や「親子の共同作業」に関するプログラムの提供などを促進します。

(3) 家族行事、家事への積極的な参加

<地域社会・教育現場・行政>

- ・家族行事や家庭における「お手伝い」を促進します。

(4) 父親の育児参加の促進

<地域社会・行政>

- ・仕事と家庭生活（子育て）との調和を図るため、ライフ・ワーク・バランスを視野に入れた働き方の見直しを提起することにより、父親の育児参加を促進します。

【施策2 親の育ちを支援する環境づくり】

(1) 親自身の学びの機会の提供

<地域社会・教育現場・行政>

- ・子育てに関する知識や心構えなどを身に付け、子どもを理解する力を養うため、関係機関や大学などとの連携、「親育ち」のためのプログラムの提供と活用や講座の開設、親育ちを支援するパンフレット等を配布しながら親自身の学びの機会の拡充を図ります。

<教育現場>

- ・幼稚園・保育所等における親の保育参加の取組を広め、子どもに対する親の理解の理解を深めることにより、親自身の育ちを支援するとともに、親と教育現場との信頼関係の構築を促進します。

(2) 社会全体による家庭への支援

<地域社会・教育現場・行政>

- ・多様化する親のニーズを考慮しながら、気軽に相談できる体制づくりに努めるなど、家庭への支援体制の一層の充実を図ります。
- ・子育てについての知識・経験の不足を補い、地域社会からの孤立を防ぐため、子育てサポーター・ボランティア、NPOなどの活動を促進するとともに、その活用を図ります。

- ・子育てについての悩みや不安を持つ親同士の交流は、単なる情報交換にとどまらず、互いの心の支えやネットワークづくりにも寄与することから、交流の場の拡大を図ります。
- ・あいさつや声かけを通した地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。

<地域社会・行政>

- ・地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、個人、団体、企業等の県民参加による「県民運動」を推進します。
- ・家庭だけではなく、地域社会全体で子育てを行う観点から、従業員の子育て支援や仕事と家庭生活（子育て）の両立に積極的に取り組む企業を支援します。

(3) 将来の「親」育て

<教育現場・行政>

- ・中高生など親になる前の世代に対して、将来の「子育て」を肯定的に捉え、主体的にかかわっていく素地をつくるため、保育体験や子育てについて学ぶ機会の提供による「親になるための教育」を推進します。

< 親子間の愛着形成の促進を図るために家庭ができる取組 >

- ・「目と目を合わせた子どもとの会話」「声掛けをすること」が大切です。
〔 親との対面型コミュニケーションをとることが幼児期の愛着形成の基本となります。 〕
- ・子どもと一緒にいるとき（遊びなどでかかわっているとき）は、ビデオやテレビを消すこと、スマートフォンなどの操作をしないことが大切です。
〔 子どもの成長にとっても親の成長にとっても大切な時間です。しっかりと向き合うことが大切です。 〕
- ・毎日少しづつでも「読み聞かせ」など身近なふれあいを行うことが大切です。
〔 一緒に同じ世界を分かち合うとともに、子どもの脳にたくさんの刺激があります。 〕
- ・父親が子どもに積極的にかかわっていくことが大切です。
〔 「入浴」「遊び」などは親子間の大切なコミュニケーションです。積極的に人や物事にかかわっていくことができるようふれあいをもつことが必要です。 〕

目標指標

指標名	現況値(H26)	目標値(H29)
平日、父親が子どもとふれあう時間について、1時間位以上と答える保護者の割合(※10)	50.3%	55%
平日、子どもとふれあう内容について「読み聞かせをする」と答える保護者の割合	61.1%	75%
生活と親の仕事とバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	77.2%	95%
親として成長していくための学ぶ機会が「充実していると思う」、「どちらかといえば充実していると思う」と答える保護者の割合	41.0%	50%

※10 父親に限らず、母親とのふれあいにより十分に親子間の愛着形成ができると考えますが、本県の現状では、父親のふれあう時間が1時間位以上という割合が半数程度に留まっていることから、父親に特化して設定を行いました。

2 施策の展開

目標 2 基本的生活習慣の確立

乳幼児は、養育者の行動を模倣することによって、様々な行動を学習します。子どもの生活習慣も、こうした模倣を通じて習得されるものの1つであり、規則正しい生活習慣が確立できるかどうかは、親の生活習慣に大きく影響されます。

近年、ライフスタイルや就労環境の変化などの影響を受け、生活リズムの乱れなど、子どもの成長にとって望ましくない環境が広まっていることが指摘されています。今回、県教育委員会が行った幼児教育に関するアンケートで、幼稚園・保育所等に在籍する幼児の約8.2%が午後10時以降に就寝しているという結果が出ています。これは平成23年度と比較すると2.3%減少していますが、親の生活習慣が子どもの就寝時間に少なからず影響を与えることが考えられます。また、幼児教育に関する実態調査で、幼稚園・保育所等合わせて93.9%が睡眠習慣や食習慣などの確立のために、家庭への啓発をしているという結果がでています。

このようなことから、「はやね・はやおき・あさごはん」など基本的生活習慣の確立のためには、家庭はもちろんのこと、地域社会や教育現場、行政機関が一体となって、親のライフ・ワーク・バランスも視野に入れながら、社会全体で取組を進めていく必要があります。

また、幼児期は、身体の諸機能が著しく発達する時期であり、この時期に身体を動かす習慣を身に付けることは、体力や運動能力の向上に寄与するだけでなく、その後の成長や健康の増進にも大きな影響を与えます。震災の影響で場所や運動に規制があり、遊べなくなっている環境の中でも、工夫しながら子ども一人一人の興味や生活経験に応じた遊び、運動を通じて体を動かす習慣を身に付けさせていくことが大切です。

さらに、朝食の欠食や偏った栄養摂取による肥満傾向の増大など、食に起因する問題も顕在化しています。正しい食習慣は、心身の健全な成長や規則正しい生活リズムの定着にかかるだけではなく、家族と一緒に食べる食事は、親の愛情を自然に子どもに伝え、子どもに食べる楽しさを教えてくれる点でも重要です。

このような現状を踏まえ、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画では、次の取組を進めていきます。

施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）

施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立

施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進

【施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立】

(1) “はやね・はやおき・あさごはん” の励行

<地域社会・教育現場・行政>

- ・家庭における基本的生活習慣の確立を促すため、様々な場面において科学的視点に基づき作成したパンフレット等の配布や、講座を開設し、啓発を行います。
- ・幼稚園・保育所等、小学校等において「ルルブル」普及啓発のDVDや紙芝居の配布と活用による啓発を行います。
- ・家庭、学校、教育関連団体や企業で構成する「みやぎっ子ルルブル推進会議」を活用した県民運動を展開し、自らが取り組める内容を検討し、実践できるように支援します。

(2) 生活習慣づくりに関する家庭支援の充実

<教育現場>

- ・保護者会などの機会を活用し、生活習慣づくりの手法について助言を行うなど、家庭への支援に努めます。

【施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立】

(1) 外遊び等のすすめと運動習慣の定着促進

<地域社会・教育現場・行政>

- ・十分に体を動かすことで、心身ともに健やかな育ちにつながるよう、実態に応じたプログラムの作成と実践の充実を図ります。
- ・教育施設や公共施設（公園、スポーツセンター、運動場等）、また安全に配慮した身近な場の確保を行い運動できる場の拡大を図ります。

<教育現場・行政>

- ・子どもの体力、運動能力の把握に努めるとともに、外遊びや体を動かす機会の重要性についての啓発を行います。

(2) 食育の推進

<地域社会・教育現場・行政>

- ・食生活に関する情報提供のほか、親子の料理教室や体験学習会などの体験型の取組を通して、家庭、地域において食の大切さを考える機会の拡充を図ります。
- ・食や健康に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、イベント等による普及啓発や食育コーディネーター等による食育活動の支援を行います。

<教育現場・行政>

- ・親支援の観点から、「忙しい朝のための朝食レシピの提供」や、四季を感じ、旬を味わうことができる「食」の紹介、生産者との交流機会やイベントの提供など「食」の楽しさを学ぶきっかけづくりを推進します。

<教育現場>

- ・家庭との連携により、給食を通した食べる楽しさの実感や食習慣の基礎づくりなど、家庭における食育を補完する取組を推進します。

【施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進】

(1) ライフ・ワーク・バランスを意識した子育て支援の啓発

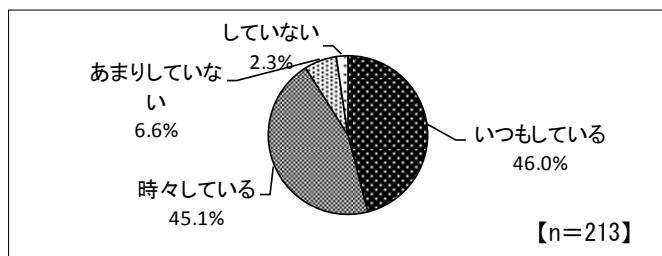
<地域社会・教育現場・行政>

- ・仕事を持つ親がしっかりと子育てに取り組めるよう、子育て支援活動を行う幼稚園・保育所等やNPO、子育てサポーターなどの活用を促進し、子育て支援体制の充実を図ります。

<行政>

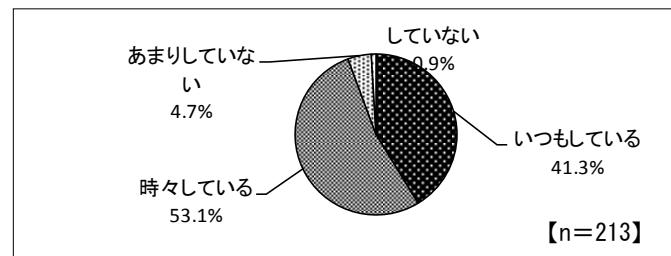
- ・企業への出前講座やアドバイザーの派遣による啓発のほか、子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰などを通して、子育てを行いやすい環境づくりを推進します。
- ・労働者の仕事と家庭の両立を支援するために子育てを援助するセンター等の設置を促進します。

図17 「はやね・はやおき・あさごはん」運動などの取組をしていますか。



平成26年度 「幼児教育に関する実態調査」（宮城県教育庁教育企画室）

図18 睡眠習慣や食習慣などの確率のために、家庭への啓発をしていますか。



平成26年度 「幼児教育に関する実態調査」（宮城県教育庁教育企画室）

< 基本的生活習慣の確立を図るために家庭でできる取組 >

- ・親子の間で寝る時刻を決め、毎日遅くとも夜9時には就寝させることが大切です。
〔 体の発達の促進を図り、その日に学んだことをしっかりと記憶に固定することができます。〕
- ・毎日、主食・主菜・副菜など栄養バランスのよい食事〔朝食〕を摂ることが大切です。
〔 心も体も元気になり、一日の活動がしっかりとできます。〕
- ・毎日、外遊びや運動を通じて体を動かす習慣を身に付けることが大切です。
〔 体力や運動能力が向上するだけでなく、社会性や子ども一人一人の興味・関心も広がります。〕

目標指標

指 標 名	現況値（H26）	目標値（H29）
子どもが「午後9時頃までに就寝する」と答える保護者の割合	41.9%	50%
基本的生活習慣の確立に向けた取組を「いつもしている」と答える幼稚園・保育所等の割合	46.0%	55%
朝食に、「主食,主菜,副菜,その他」, 「主食,主菜,副菜」をそろえると答える保護者の割合	36.0%	45%
子どもが家で遊ぶとき, 「ほとんど室外」, 「どちらかといえば室外」と答える保護者の割合	27.7%	30%
生活と親の仕事のバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」, 「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	77.2%	95%

2 施策の展開

目標3 豊かな体験活動による学びの促進

「子どもにとって遊びは学習（学び）であり、また、遊びは子どもの生活そのものである。」と言われているとおり、遊びは、体験を通して様々なことを学ぶ機会と捉えられます。子どもは、遊びの中で、親や他の子ども、周囲の多くの人々、遊具や道具、草花や昆虫、小動物等の自然、様々な出来事と出会い、それらとのかかわりを広げたり深めたりしていくことで新しい世界に気付き、想像力や表現力を高め、自分自身についても振り返ることができます。この幼稚期における豊かな体験こそが「人間形成の基盤となる学び」となり、その後の人生にも大きな影響を与えます。

このことは、平成22年10月に公表された、子どもの体験活動の実態に関する調査研究報告書（独立行政法人国立青少年教育振興機構）における「子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多い。」という結果とも符合します。

しかしながら、少子化、核家族化、都市化、東日本大震災の影響、地域社会での人間関係の希薄化などの影響による体験活動の機会や遊び場そのものの減少、事件・事故への不安などにより、子ども同士の戸外・集団遊びの減少が指摘されています。このことは、今回、県教育委員会が行った幼児教育に関わるアンケートで、「家で遊ぶとき、室内、室外のどちらが多いか」という設問で、「ほとんど室内、どちらかといえば室内」との回答が72.3%といった結果とも一致しています。また、「体験活動をどれくらいしているか」という設問については、生活体験活動や社会体験活動、自然体験活動それぞれに「何度も（いつも）している」回答の割合が低くなっています。

また、子どもに体験させたいと思う活動（家庭での実施や参加が困難なもの）については、困難体験活動や、宿泊体験活動、交流体験活動、動植物の触れ合いの回答が多く見られました。

このような現状を踏まえ、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画では、家庭や学校、地域社会における様々な人とのかかわりや体験による自我の芽生え、さらには社会性の芽生えを促すため、生活体験や社会体験、自然体験などの多様な体験機会の充実を自然の家などの施設ばかりではなく、身近な環境の中でも図るとともに、特に、集団での遊びや活動の中で、協調したり葛藤したりする経験などを通じ、子ども自らの“気付き”を促す必要があり、今後、次の取組を進めていきます。

施策6 人とかかわる体験の充実（重点事項）

施策7 遊びの環境づくり

【施策6 人とかかわる体験の充実】

(1) 親子参加プログラム及び情報の提供（自然体験交流活動など）

＜地域社会・教育現場・行政＞

- ・親子のかかわりを促す観点からは、身近な地域における体験活動の機会の拡充を図ることとし、併せてかかわり方について学ぶ観点からも研修会や情報交換会等を開催する取組を行います。
- ・親子で参加できるイベント（プログラム）及び既存の施設を活用した各種イベントのほか、子どもが自主的に遊べる場であるプレーパーク（※11）などの遊び場や体験型教育旅行、自然体験交流活動の情報提供等に努めます。

(2) 「何も（し）ない（能動的活動を促す取組）」体験プログラムの提供

＜地域社会・教育現場・行政＞

- ・あらかじめ定められたプログラムに沿って行動する通常の体験活動と異なり、活動内容を一切定めず、日常生活から切り離された環境（自然の家の利活用等）で、親子がともに過ごすことにより親子のかかわりを見つめ直すとともに、能動的に行動することを促す「何も（し）ない（能動的活動を促す取組）」体験プログラムの提供を行います。

(3) 地域資源・人材の活用とネットワークづくり

＜地域社会・教育現場・行政＞

- ・地域の公園、児童館、図書館などの公共施設や地域コミュニティ、子ども会組織の効果的な活用を進めます。
- ・子育てサポーターやボランティアの養成及び活用を促進するとともに、地域に存在する資源・人材の効果的活用に資するネットワークづくりに努めます。
- ・協働教育を支援する企業に対してインセンティブを与えることなどにより、その活動を支援します。
- ・幼稚園・保育所等の地域への開放や地域行事への積極的参加により、協働教育の機運の醸成を図ります。

(4) 異世代・異年齢交流の促進

＜地域社会・教育現場・行政＞

- ・地域の高齢者や高齢者施設への訪問などにより、異世代間の交流を促進します。
- ・幼稚園・保育所等などと地域の小学校との定期的な交流のほか、児童館における中・高生保育体験を促進します。

(5) 伝承遊びの普及を通じた地域の人とかかわる機会の提供

＜地域社会・教育現場・行政＞

- ・地域で長年にわたって伝承されてきた遊びについての講座や実践、高齢者などから伝え聞く民話などを通して、地域の人とかかわる機会の提供に努めます。

※11 プレーパーク

禁止事項をできるだけ少なくし、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアにより、自主運営されているものが多い。

【施策7 遊びの環境づくり】

(1) 安全・安心の遊び場づくり

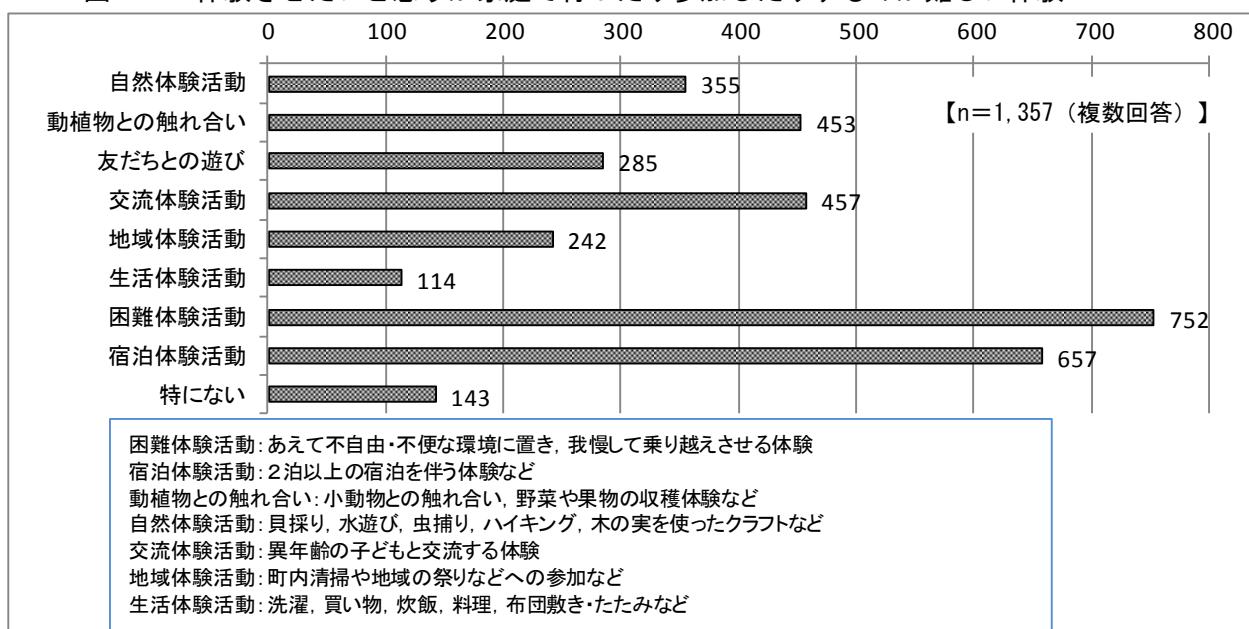
<地域社会・教育現場・行政>

- ・地域の公園、公民館、児童館、図書館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに、安全・安心が確保された遊び場づくりを促進します。
- ・遊びの中で、子どもが体を動かす心地よさや楽しさを実感できるよう、外遊びや体を動かす機会・環境の充実を図ります。

<教育現場>

- ・幼稚園・保育所等における「図書スペース」の利用を図り、在園する親子のふれあいの場づくりを促進します。

図18 体験させたいと思うが家庭で行ったり参加したりするのが難しい体験



平成26年度 「幼児教育に関するアンケート」 (宮城県教育庁教育企画室)

< 豊かな体験活動による学びの促進を図るために家庭ができる取組 >

- ・子どもと一緒に外へ出かけてみることが大切です。
〔 子どもの自主性、好奇心、探究心を伸ばします。自然との触れ合い、身近な環境の中で遊ぶことで五感にたくさんの刺激があります。〕
- ・できることからお手伝いを積極的にさせることが大切です。
〔 父親、母親が行っていることを一緒に行なうことが子どもにとって貴重な体験となります。〕
- ・年齢の違う人とふれあうことが大切です。
〔 年齢の違う人とふれあうことから学ぶことがたくさんあります。また、年下の子とのふれあいは思いやりの心を育みます。〕

目標指標

指 標 名	現況値 (H26)	目標値 (H29)
子どもが自然体験活動を「何度も（いつも）している」と答える保護者の割合	14.7%	30%
子どもが家事・手伝いを「いつもしている」と答える保護者の割合	29.5%	40%
居住する地域において、体験活動について参加できるイベントや催しが「ある」、「あるものが多い」と答える保護者の割合	22.1%	35%
遊びの場としてコミュニティ施設を「いつも利用している」「時々利用している」と答える保護者の割合	32.4%	65%

2 施策の展開

目標 4 幼児教育の充実のための環境づくり

時代や社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきており、幼児教育に対するニーズも多様化しています。また、人とかかわる力や自制心・基本的生活習慣の定着度の不足、就学直後の不適応や問題行動など、子ども自身が抱える様々な問題も顕在化しています。子どもの健やかな成長については、家庭が第一義的な責任を負いますが、幼児教育については、家庭、地域社会、教育現場、行政といった関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たしながら、相互に連携することにより、子どもの日々の生活や発達・学びの連続性を確保するとともに、その成果を円滑に就学後へ引き継いでいくことが大切です。

しかしながら、今回、県教育委員会が行った幼児教育に関わる実態調査では、「幼・保・小」の連携が必ずしも十分に図られていない状況が見受けられ、教育現場における一層の連携強化が必要となっています。また、幼稚園及び保育所等における研修については、「満足している、だいたい満足している」の回答を合わせると79.3%となっていますが、運営面や内容面での改善を望む意見が出されています。幼児教育の充実を図る上で、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士等の専門性の確保は重要であり、多様化する親や社会からのニーズに的確に対応するためにも、研修の機会・内容の充実により、職員の資質の一層の向上を図ることが必要です。

また、研修の内容については、「特別支援教育（発達障害等）の研修」を望む回答が多く、特別な支援を必要とする子どもの見極めや対応の難しさなどから、教育現場においての対応に苦慮している状況がうかがえます。このため、早期発見から適切な支援へのつながりを円滑化するためのシステムづくりとともに、特別な支援を必要とする子どもや支援の在り方にに対する理解を深めていくことが必要です。

さらに、家庭、地域社会、教育現場、行政が一体となって教育を行う「協働教育」の取組を広めることで、社会全体として幼児教育に取り組む機運の醸成と、地域の教育力の向上につなげていくことが求められていることから、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画では、今後、次の取組を進めていきます。

施策 8 幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）

施策 9 特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）

施策 10 地域における支援体制の充実

【施策8 幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続】

(1) 連絡協議会などの体制整備

<地域社会・教育現場・行政>

- ・地域社会、教育現場、行政間で幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、適切な対応と相互の連携を図るため、関係者で構成する連絡組織を設置します。
- ・幼・保・小連携推進モデル地区を指定し、教育内容や指導方法についての相互理解を深め、より実践的で実効性の高い連携体制のモデル案を提示します。

(2) シンポジウム・ワークショップ開催による啓発

<教育現場・地域社会・行政>

- ・本計画についての理解を深め、相互に連携した取組を進めるため、幼児教育の主体である家庭、地域社会、教育現場、行政を対象としたシンポジウム等の開催により啓発を行います。
- ・幼児を持つ親を対象として、幼児教育に関わる各主体との情報交換や課題の解決に向けた意見交換などを行う圏域ごとのワークショップの開催により、社会へ積極的にメッセージを発信します。

(3) 就学前の相互交流

<教育現場>

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、相互参観や合同活動の実施など、教育現場における子ども及び職員間の相互交流を促進します。

(4) 幼保一体化に関する情報収集

<教育現場・行政>

- ・国が検討を進めている幼児教育に係る新たな制度について情報収集に努め、必要に応じ適切・柔軟に対応していきます。

(5) 研修の充実

<教育現場・行政>

- ・教育現場のニーズに応じたメニュー及び内容の充実を図ります。
- ・時間の確保に努め、職場内研修の充実を促進します。
- ・講師の派遣による出前型研修の実施について検討します。
- ・幼稚園教諭、保育士等、小学校教諭の合同研修会の開催や研修対象者の拡大について検討します。

(6) 上級免許・資格の取得と免許・資格の併有促進

<教育現場・行政>

- ・幼稚園教諭の一種免許状の取得及び保育士資格の併有と、保育士の幼稚園教諭免許状の併有等を促進します。

【施策9 特別支援教育の推進と理解の促進】

(1) 特別な支援を必要とする子どもの早期発見のためのシステムづくり

<教育現場・行政>

- ・特別な支援を必要とする子どもに適切に対応するため、早期発見から支援へのつながりを円滑化するためのシステムづくりに努めます。
- ・特別な支援を必要とする子どもの早期発見を図るため、医療、保健、福祉、教育現場など関係者の理解を深めるための研修の実施や情報共有を推進します。

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応

<教育現場・行政>

- ・特別な支援を必要とする子どもに、幼稚園・保育所等から小学校への発達・学びの連続性を保障した支援が行えるよう、体制の充実に努めます。
- ・総合教育センターや特別支援学校などを活用し、幼稚園教諭、保育士等を対象に特別支援教育及び特別な支援を必要とする子どもへの正しい理解と認識を深める研修を行うとともに、専門家からの助言・指導を受ける機会の充実を図ります。また、リーフレットの作成・配布等により、親が適切に子どもとかかわれるよう啓発を行います。

【施策 10 地域における支援体制の充実】

(1) 地域における教育ネットワークの整備

<家庭・教育現場・地域社会・行政>

- ・幼稚園・保育所等を、教育現場と地域、家庭の連携、協働を促進するための研修の対象に加え、地域が一体となって教育を行う基盤づくりを推進します。
- ・家庭教育サポートチームや親の学び塾の設置のほか、協働教育の功績表彰などを通じて、様々な担い手による協働教育の必要性についての理解を促進します。
- ・子育てサポーターの活動支援に努めるとともに、円滑なネットワークづくりを推進します。

(2) NPOとの協働

<地域社会・行政>

- ・親が子育てに安心して取り組めるように、NPO、地域支援団体などの活用を促進し、支援体制の充実を図ります。
- ・幼・保・小が連携して実施する事業と児童館等の事業との連携を推進します。

目標指標

指標名	現況値(H26)	目標値(H29)
小学校との連携を「情報交換」と答える幼稚園と保育所等の割合	70.4%	80%
現在の研修状況について、「満足している」、「だいたい満足している」と答える幼稚園教諭、保育士等の割合	79.3%	95%
発達障害等について相談したいとき、どこに相談したらよいか「知っている」、「だいたい知っている」と答える保護者の割合	53.8%	65%
子育ての悩みについて相談する人がいると答える保護者の割合	98.1%	100%

第5章 計画の推進

1 県民総がかりによる幼児教育の展開

本計画の推進に当たっては、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった幼児教育に関する主体がそれぞれの役割を的確に果たしつつ、計画に対する共通理解の下、「目指す子どもの姿」「計画の目標」の実現に向けた密接な連携・協力により、第4章に記載された様々な取組を着実に実行していく必要があります。

さらに、社会総がかりで次世代を育てる幼児教育を展開するためには、幼児教育への直接的な関係性の度合にかかわらず、あらゆる主体及び一般県民の理解と協力が欠かせません。

そのため、県は、パンフレットの配布や県政だより、ホームページ等を通した情報提供により、積極的に計画の周知を図るとともに、幼児教育に関する団体などとの連携組織の構築や個別の意見交換により、共通認識の形成及び取組の促進を図っていきます。

2 計画の推進に向けた県の体制等

本計画の推進に当たり、県は、幼児教育の一層の充実に向けた施策の展開に必要な予算の確保に努めるとともに、県民のニーズに対応した重点的・効率的な施策の実施が図られるよう、適切に執行状況等を評価しながら本計画の進行管理を行っていきます。

具体的には、幼児教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子育て、健康、福祉、労働に係るものなど、県の各部局で横断的に行われていることから、関係部局との連携を図りながら、計画を推進していきます。

資料

1 策定経過

- (1) 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画策定経過
- (2) 平成26年度「学ぶ土台づくり」推進連絡会議委員名簿

2 幼児期の保育・教育に関する実態調査について

- (1) 幼児教育に関する実態調査経年比較
- (2) 平成26年度「幼児期に関する実態調査（アンケート）」結果

1 策定経過

(1) 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画策定経過

実施日	項目等	内容
平成26年7月18日	第5回「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none">・「学ぶ土台づくり」推進計画の概要について・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画策定の趣旨について・平成25年度「幼児教育に関する実態調査（アンケート）」について・「学ぶ土台づくり」推進計画の評価について・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画策定スケジュールについて
平成26年7月21日 ～平成26年8月8日	平成26年度「幼児教育に関する実態調査（アンケート）」の実施	<ul style="list-style-type: none">・「幼児教育に関する実態調査（アンケート）」の実施
平成26年9月17日	第6回「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度「幼児教育に関する実態調査（アンケート）」の結果について・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の骨子案について検討・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画中間案（素案）について検討
平成26年11月20日	第7回「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none">・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画中間案について検討
平成26年12月15日～ 平成27年1月14日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none">・中間案に対し1個人、6団体より27件の意見
平成27年1月28日	第8回「学ぶ土台づくり」推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none">・第2期「学ぶ土台づくり」推進計画最終案について検討

(2) 平成26年度「学ぶ土台づくり」推進会議委員名簿

No.	区分	氏名	所属団体・役職等	摘要
1	学識経験者	川島 隆太	所長	座長
			東北大学加齢医学研究所	
2	学識経験者	加藤 道代	教授	
			東北大学大学院教育学研究科	
3	教育現場	国公立幼稚園	清水 幸子	
			宮城県国公立幼稚園協議会副会長	
			気仙沼市立津谷幼稚園長	
4	教育現場	私立幼稚園	吉岡 弘宗	
			宮城県私立幼稚園連合会常任理事	
			岩切東光第二幼稚園長	
5	教育現場	公立・私立保育園	進藤 光代	
			宮城県保育協議会	
			鶴ヶ谷希望園主任保育士	
6	教育現場	小学校	山内 紀子	
			宮城県小学校長会理事	
			岩沼市立岩沼西小学校長	
7	教育現場	児童館	清野 正信	
			宮城県児童館連絡協議会長	
			仙台市台原児童館長	
8	家庭	私立幼稚園PTA	佐藤 麻季	
			宮城県私立幼稚園PTA連合会監事	
			もみじが丘幼稚園PTA会長	
9	家庭	宮城県PTA連合会	増田 恵美子	
			宮城県PTA連合会副会長	
			富谷町立成田中学校PTA会長	
10	行政	市町村教育委員会	川口 秀記	
			白石市教育委員会	
			学校教育課長	
11	行政	子育て支援	谷津 里子	
			丸森町子育て支援課子育て支援班長	
			宮城県保健師連絡協議会理事	
12	地域社会	親子間の愛着形成の促進	星 美保	
			気仙沼市家庭教育推進協議会会长	
			県社会教育委員	
13	地域社会	基本的生活習慣の確立	太田 昌浩	
			早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城	
			実行委員長	
14	地域社会	豊かな体験活動による学びの促進	佐々木 豊志	
			銀河自然学舎代表	
			(くりこま高原自然学校)	
15	地域社会	幼児教育の充実のための環境づくり	伊勢 みゆき	
			NPO法人まなびのたねネットワーク	
			代表理事	
16	報道	報道	砂金 慎	
			河北新報社教育プロジェクト局	
			事務局長	

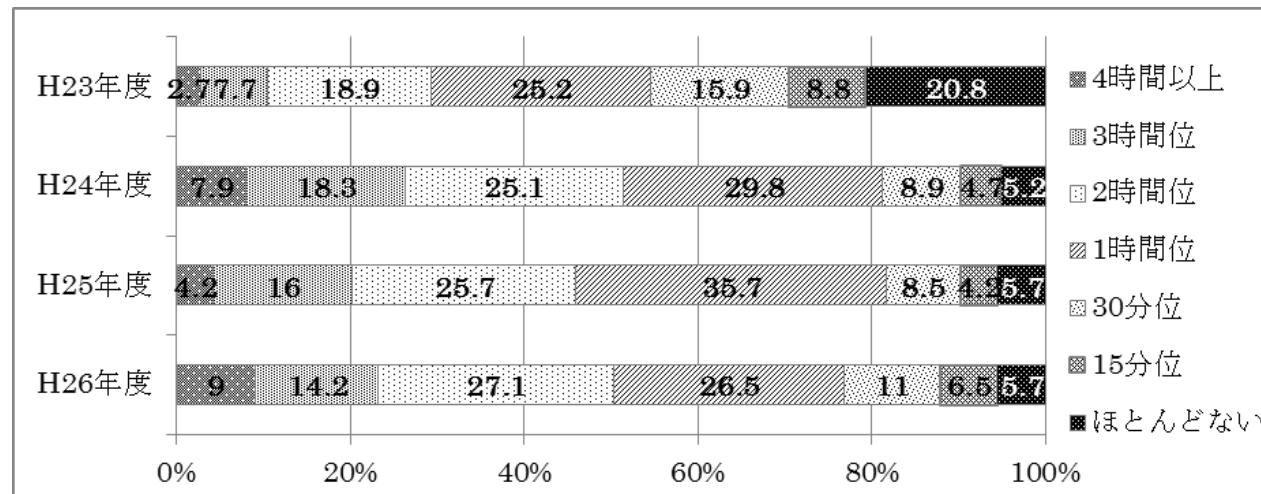
2 幼児期の保育・教育に関する実態調査について

(1) 幼児教育に関する実態調査経年比較

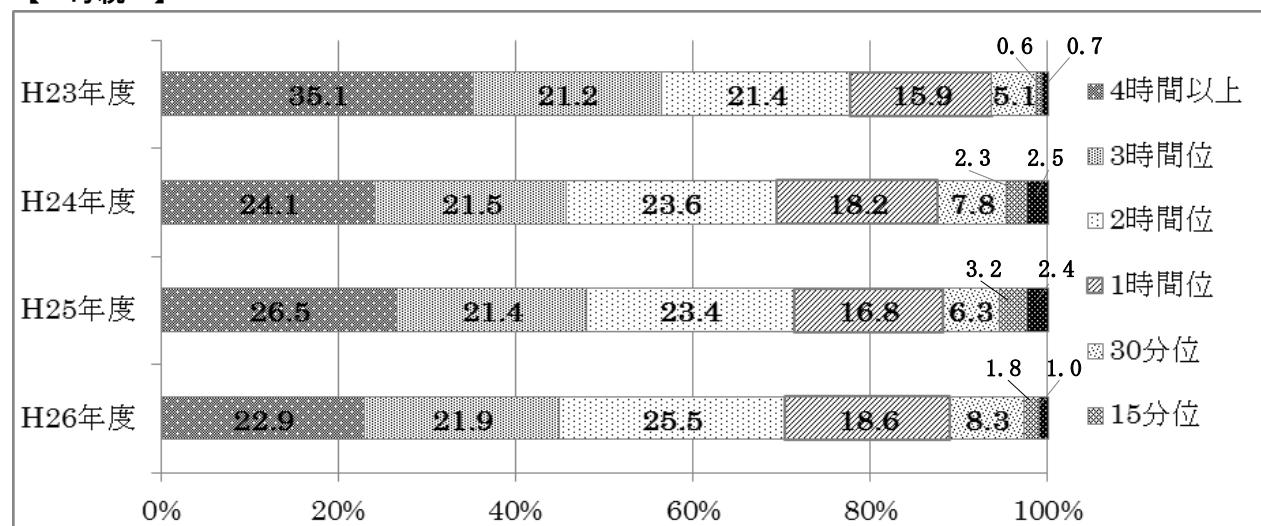
① 親子の関わりについて

◆平日に子どもとふれあう時間（入浴、食事の時間を除く）

【 父親 】

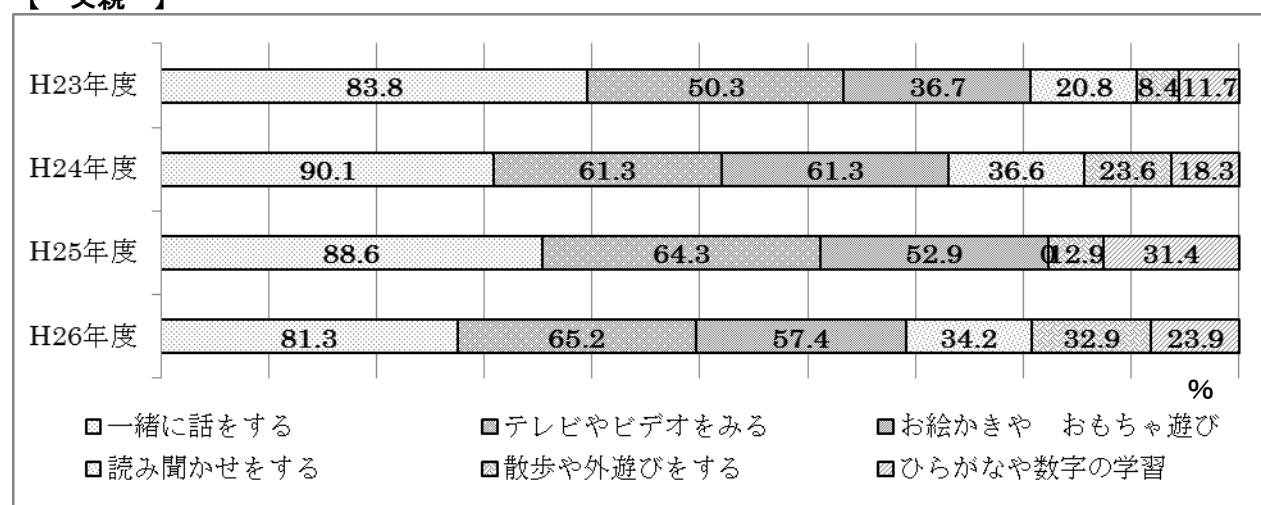


【 母親 】

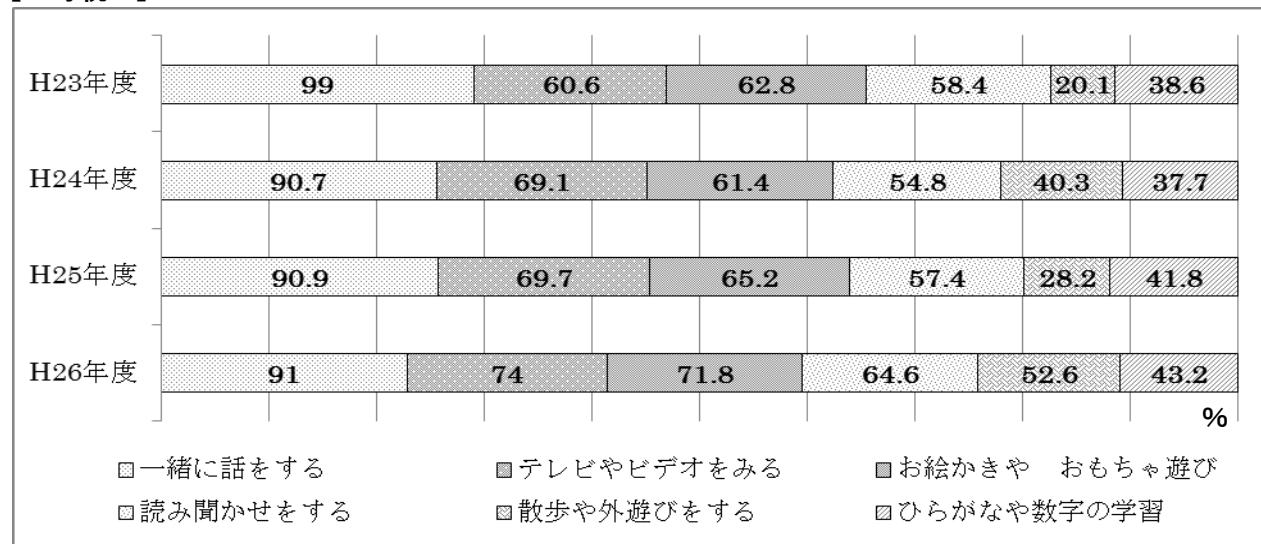


◆平日に子どもとふれあう内容（複数回答）

【 父親 】



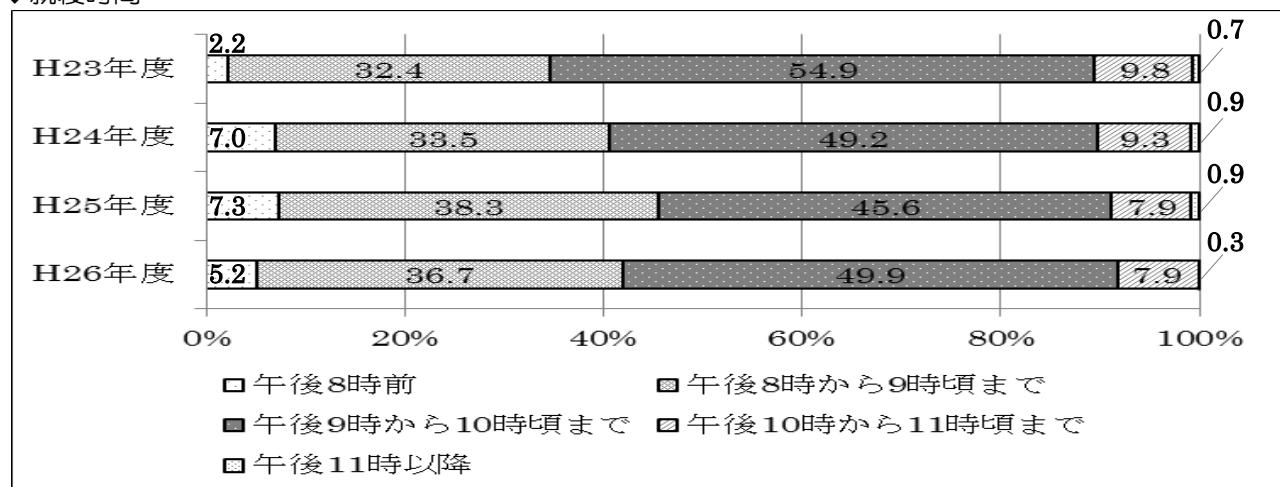
【 母親 】



※父親、母親ともに「一緒に話をする」が減少傾向にある一方で、「テレビやビデオを見る」「散歩や外遊び」が増加傾向にある。

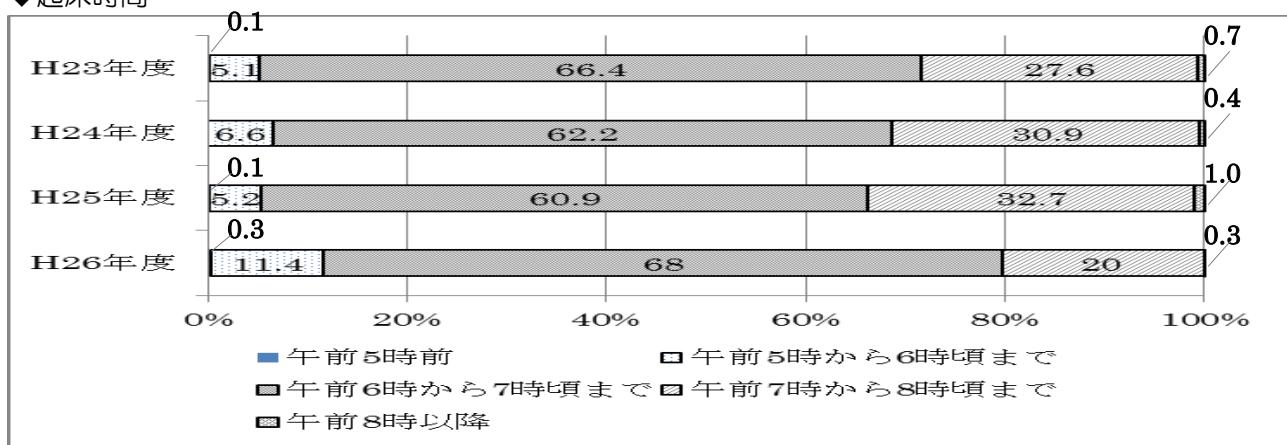
2 子どもの基本的生活習慣について

◆就寝時間



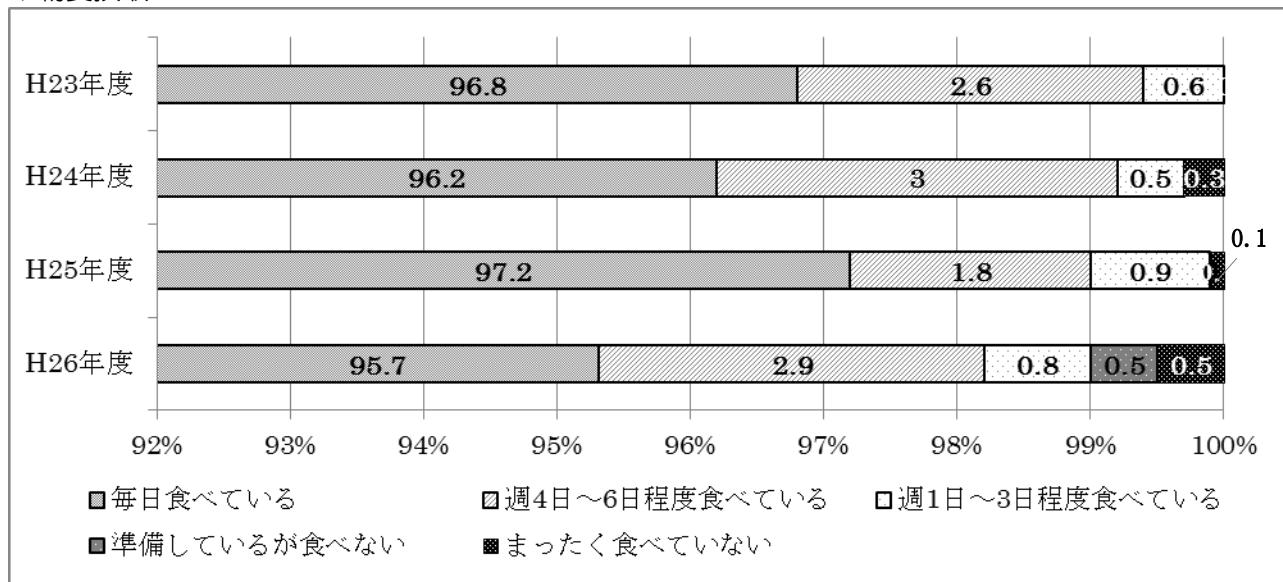
※午後 9 時以降に寝る割合 H23 年度 : 65.4% H24 年度 : 59.4%
H25 年度 : 54.4% H26 年度 : 58.1%

◆起床時間

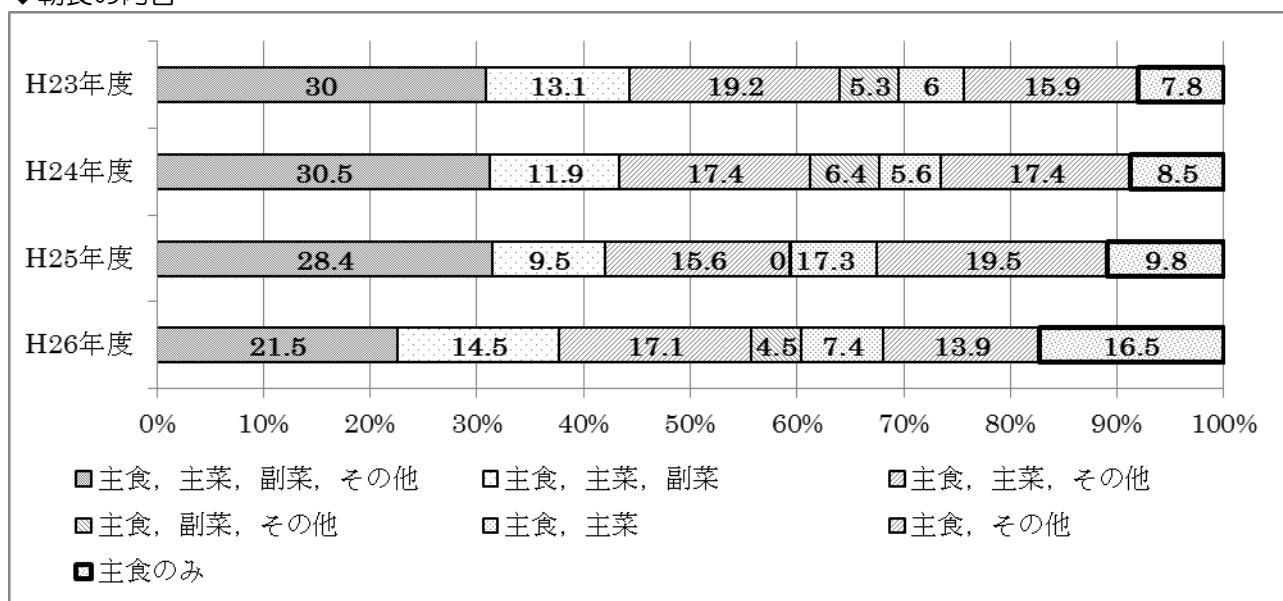


※午前 7 時以降に起きる割合 H23 年度 : 28.3% H24 年度 : 31.3%
H25 年度 : 33.7% H26 年度 : 20.4%

◆朝食摂取



◆朝食の内容



「主食」又は「主食、その他」の朝食の割合

H23年度：23.7% H24年度：25.9% H25年度：29.3% H26年度：30.4%

※「主食」：ごはん・パン・麺類など

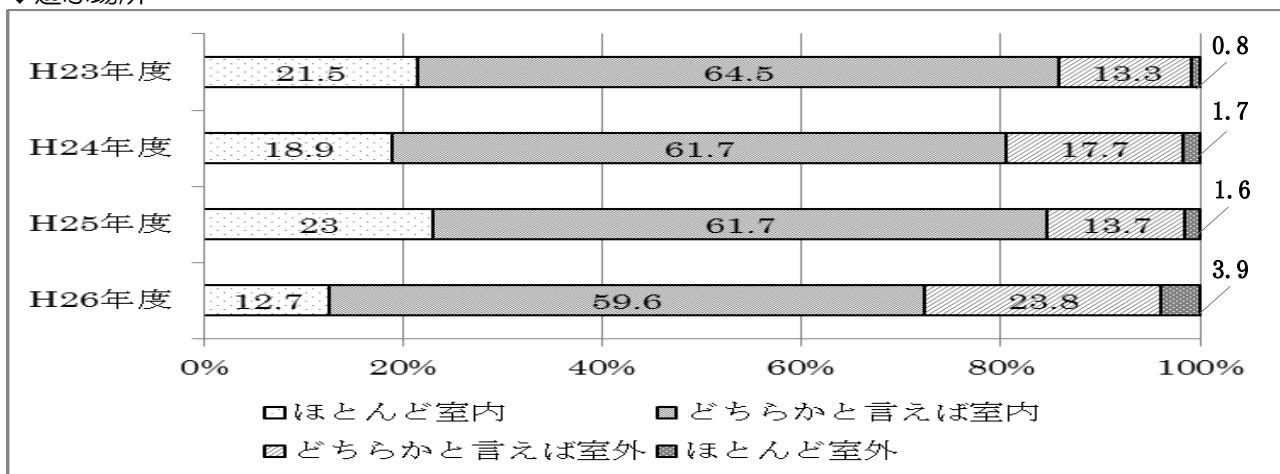
「副菜」：野菜・いも・海藻・汁物など

「主菜」：魚・肉・卵・納豆など

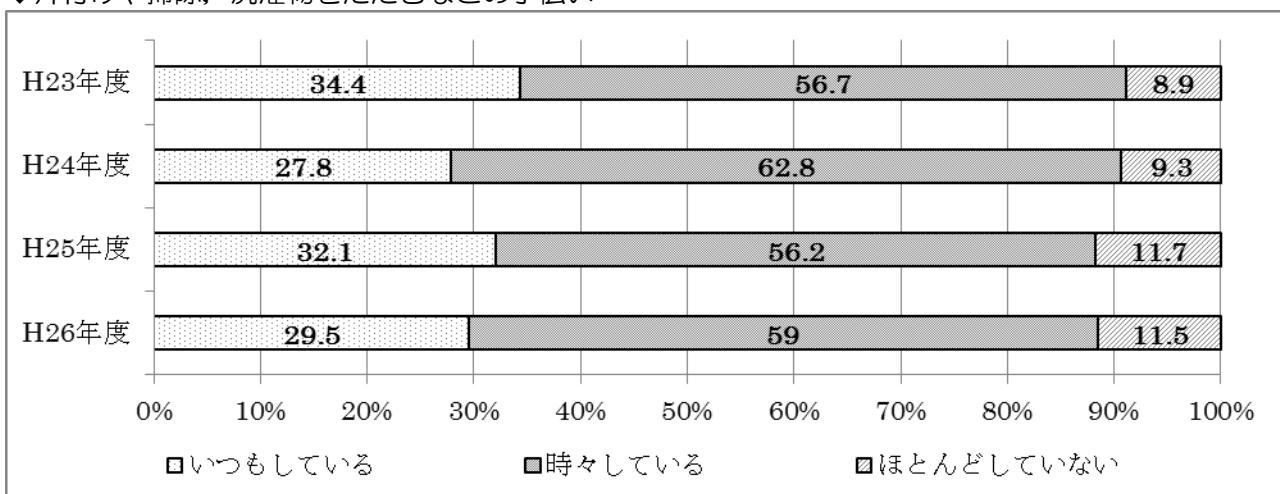
「その他」：牛乳・乳製品・果物など

3 遊びや体験活動について

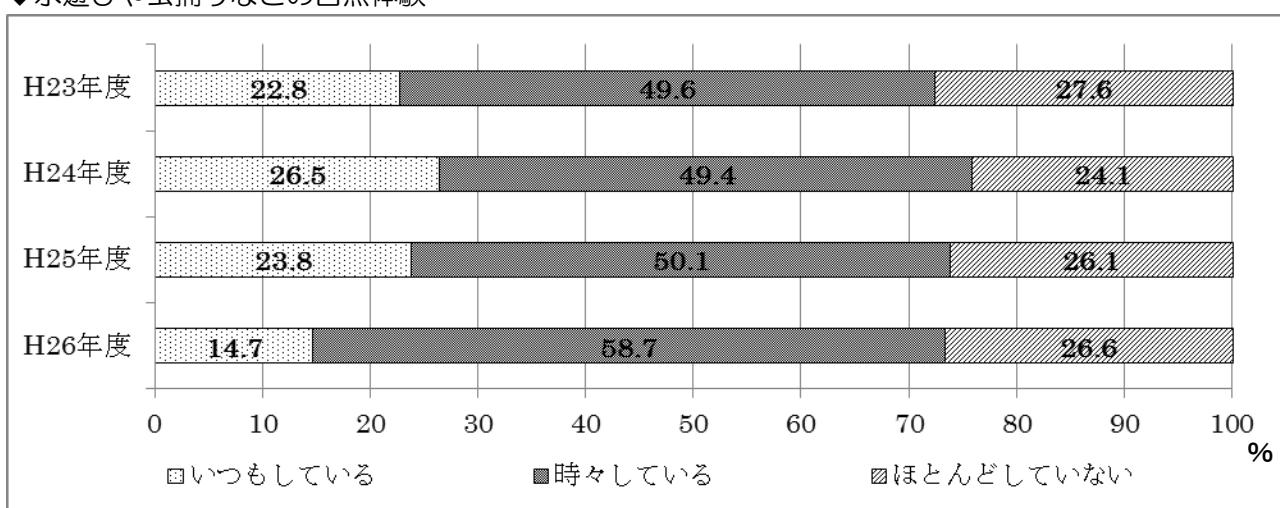
◆遊ぶ場所



◆片付けや掃除、洗濯物をたたむなどの手伝い

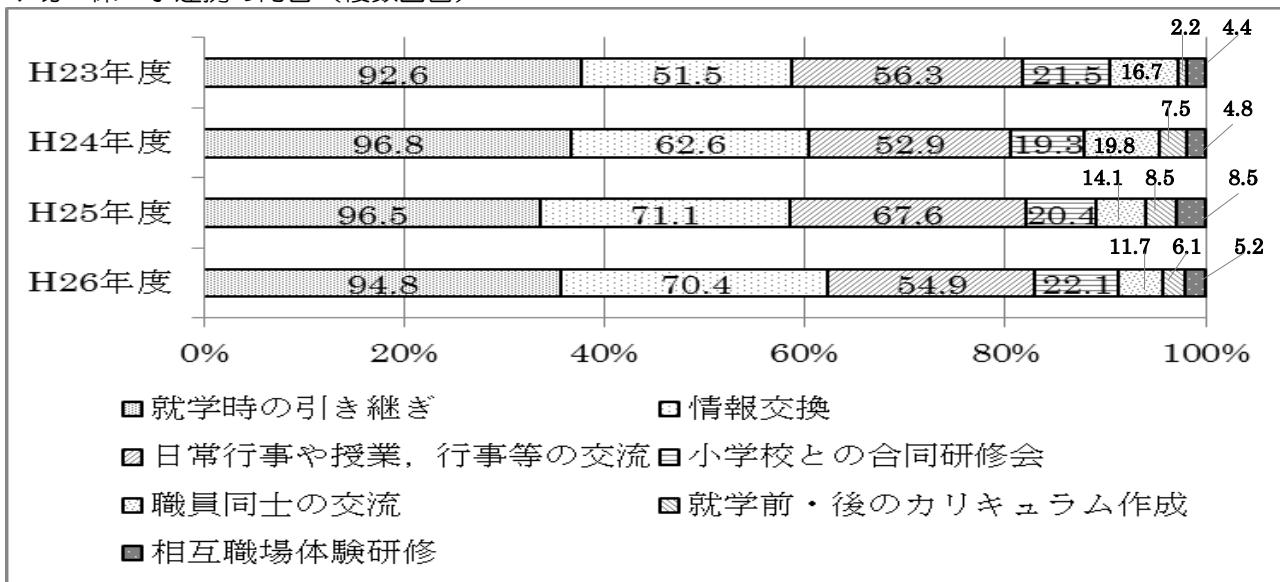


◆水遊びや虫捕りなどの自然体験

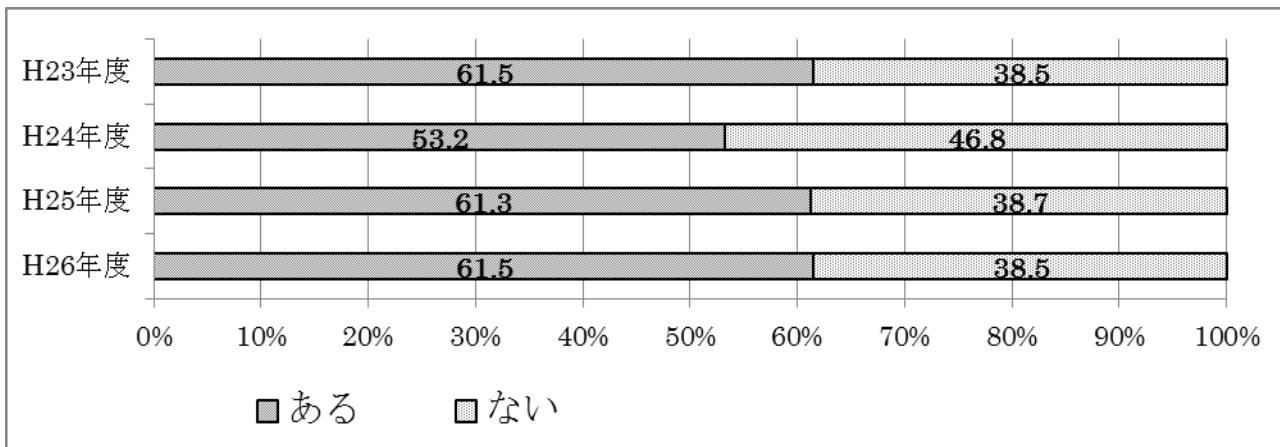


4 幼・保・小連携について

◆幼・保・小連携の内容（複数回答）



◆小学校との連携を図るための連絡協議会等の設置の有無



(2) 平成26年度「幼児教育に関する実態調査（アンケート）結果

I 調査の概要

1 調査目的

本調査は、幼児教育の充実のために策定した「学ぶ土台づくり」推進計画の進行管理を行っていく上での基礎資料とするとともに、今後の幼児教育の取組の計画立案に反映させる手掛かりを得るものとして実施する。

2 調査範囲

県内の国公立・私立の幼稚園、保育所（認可のみ）、及び認定こども園

3 調査対象

- (1) 県内全ての国公立・私立の幼稚園・保育所（認可のみ）及び認定こども園の全教員と保育士（臨時または非常勤職員・講師は除く）
- (2) 県内全ての国公立・私立の幼稚園・保育所（認可のみ）及び認定こども園の全園児の保護者（パソコンのインターネット使用が可能な方）

4 調査方法

- (1) 調査対象者が宮城県教育庁教育企画室のウェブサイトにアクセスして回答し、その内容を県のサーバーに送信する。（無記名、多肢選択方式）
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園の保護者3名ずつ抽出し、紙媒体による回答を行い教育企画室に提出する。

5 調査期間

平成26年7月21日（月）午前9時から平成26年8月8日（金）午後5時まで

6 調査内容

「学ぶ土台づくり」推進計画に定めた4つの目標ごとに、以下の点を調査する。

- ・親子間の愛着形成の現状
- ・子どもの基本的生活習慣の現状
- ・子どもの体験活動の現状
- ・幼児教育の環境についての現状 等

7 回答数

対象	依頼箇所数	回答数（人）			
		園長・所長	教諭・保育士	保護者（父）	保護者（母）
幼稚園	国公立	84	45	190	27
	私立	170	63	251	39
	計	254	108	441	66
保育所	公立	177	54	211	57
	私立	172	51	243	32
	計	349	105	454	89
認定子ども園		15	上記の人数に含まれています。		
計		618	213	895	1,202
総計			1,108		1,357

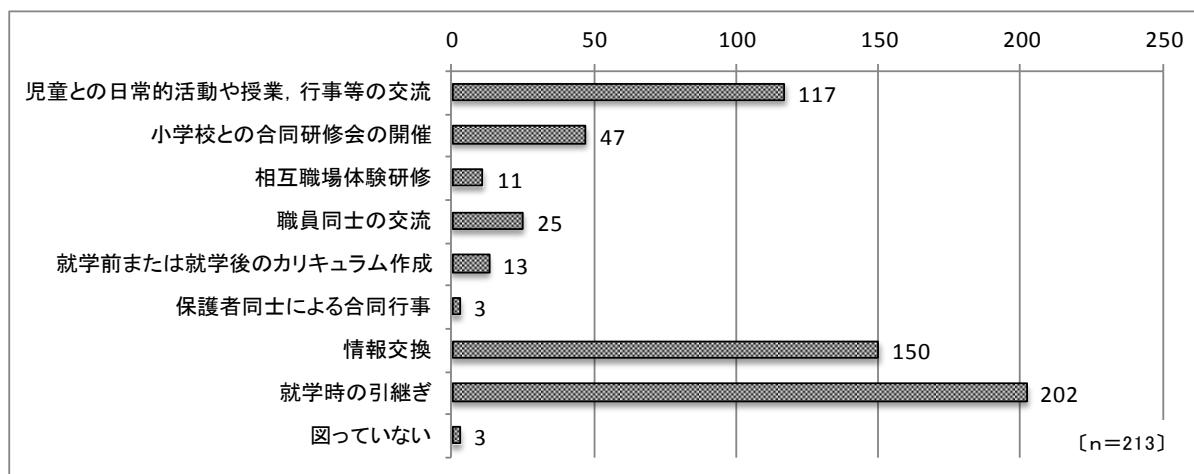
II 集計結果

幼児教育に関する実態調査 (園長・所長・教諭・保育士対象)

1 幼・保・小連携について

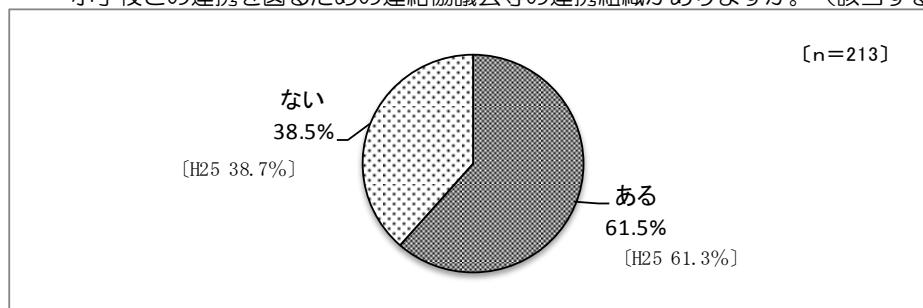
1-1 幼・保・小連携の内容 (複数回答)

小学校とどのような内容の連携を図っていますか。 (該当するもの全てを選択)



1-2 小学校との連携を図るためにの連絡協議会等の連携組織の有無

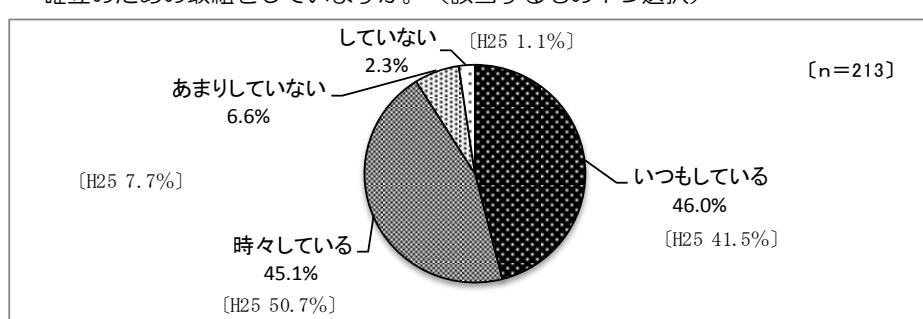
小学校との連携を図るためにの連絡協議会等の連携組織がありますか。 (該当するもの1つ選択)



2 基本的生活習慣について

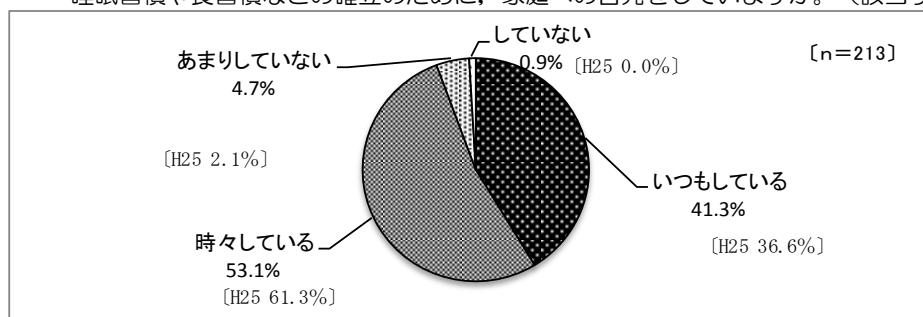
2-1 「はやね・はやおき・あさごはん」運動などの基本的生活習慣の確立のための取組

幼稚園または保育所の活動において、「はやね・はやおき・あさごはん」運動などの基本的生活習慣の確立のための取組をしていますか。 (該当するもの1つ選択)



2-2 睡眠習慣や食習慣などの確立のための家庭への啓発

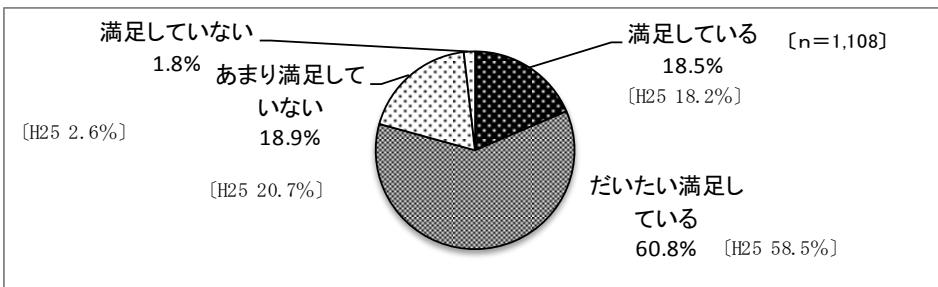
睡眠習慣や食習慣などの確立のために、家庭への啓発をしていますか。 (該当するもの1つ選択)



3 研修について

3-1

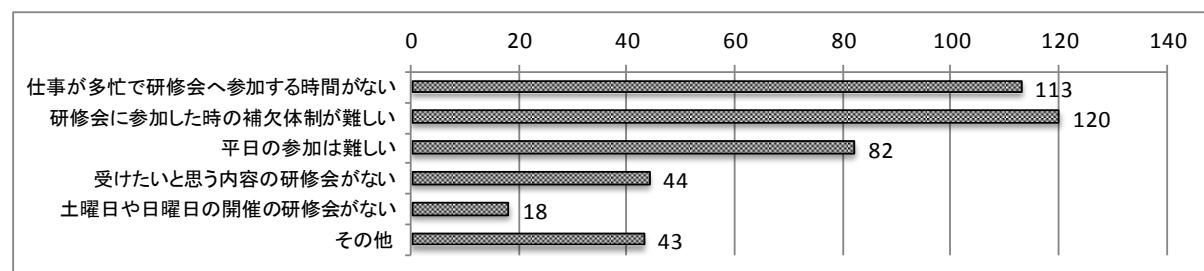
現在の研修状況についてお答えください。（該当するもの1つ選択）



3-2

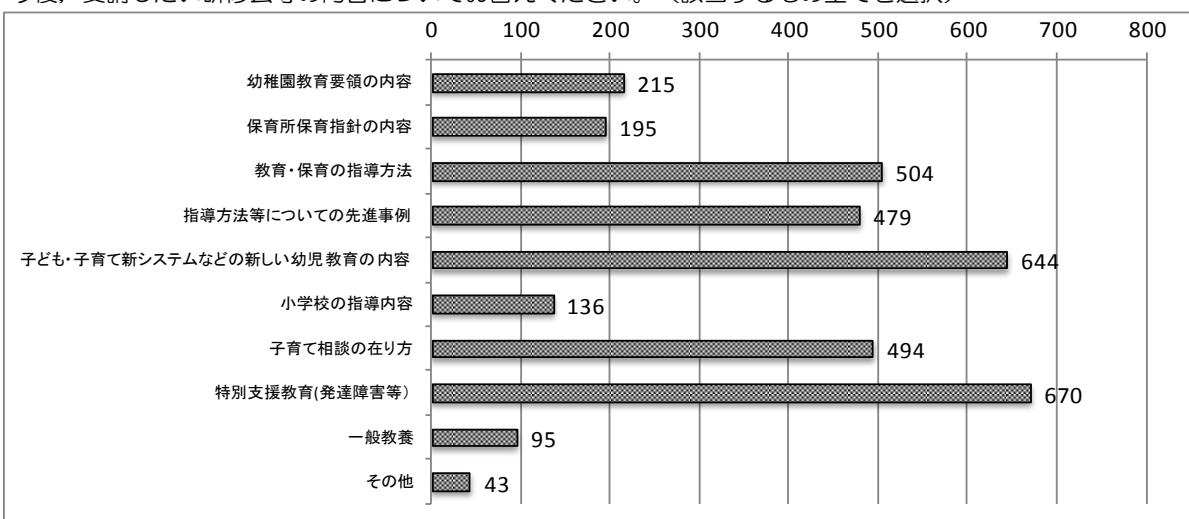
3-1で③または④と回答した方は、その理由をお答えください。（該当するもの全てを選択）

（③あまり満足していない ④満足していない）



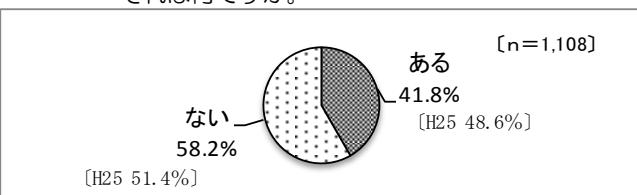
3-3

今後、受講したい研修会等の内容についてお答えください。（該当するもの全てを選択）



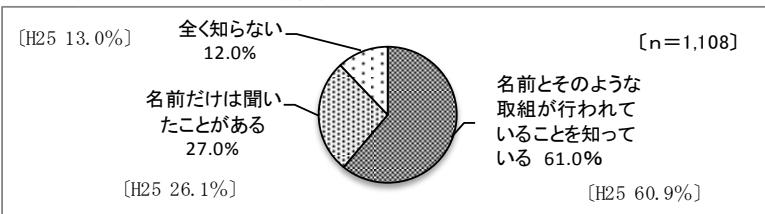
4 「課題」について

現在、保育・教育活動を行う上で「学ぶ土台づくり」に関連した課題はありますか。あるとすればそれは何ですか。



5 「ルルブル」について

県では、子どもの生活習慣の確立に向けて「ルルブル」の取組を行っていますが、知っていますか。（該当するもの1つ選択）

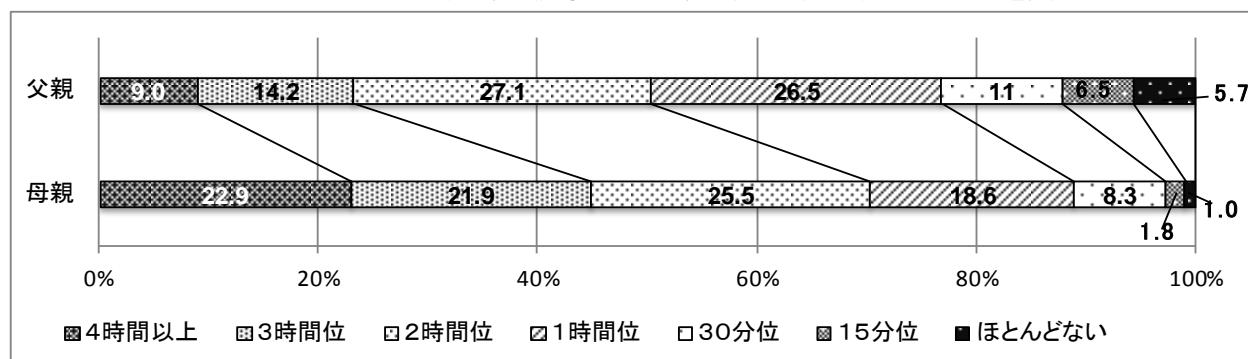


幼児教育に関するアンケート (保護者対象)

1 親子の関わりについて

1-1 子どもと触れ合う時間

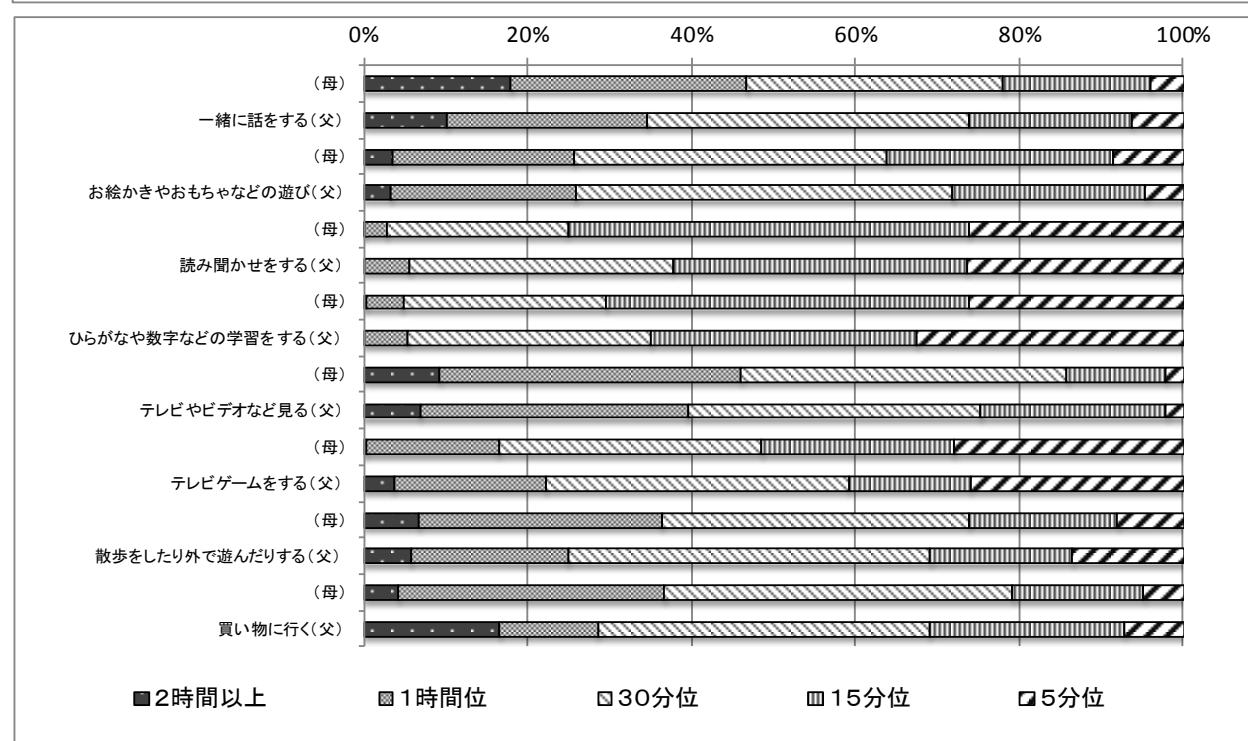
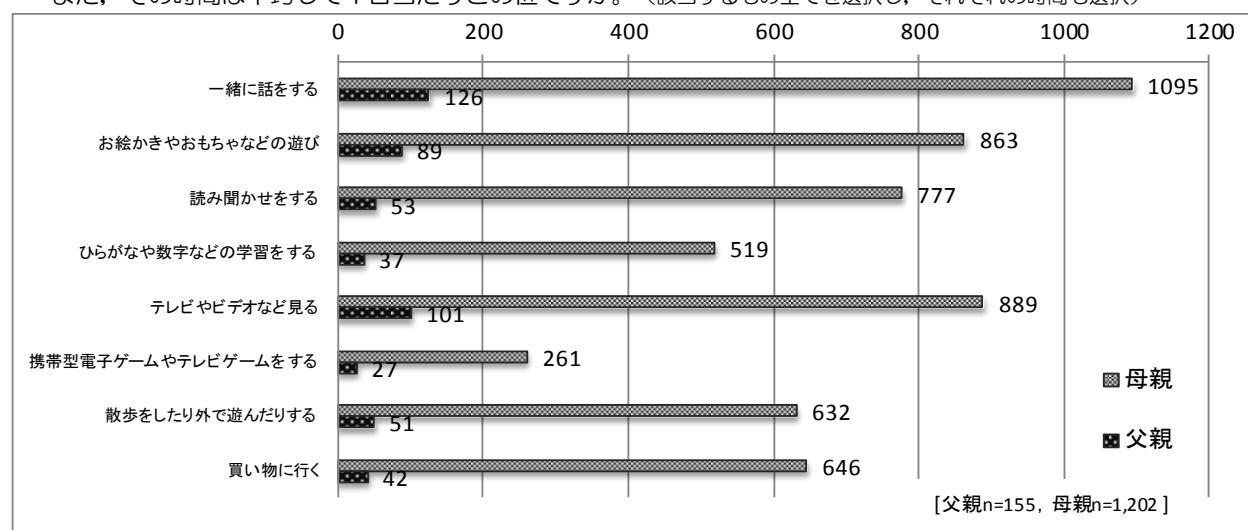
あなたは、平日（休日以外）にお子さんと一緒に何かをしたり、お子さんの相手をしたりする時間は平均して1日当たりどの位ありますか。（食事と入浴を除く）（該当するもの1つ選択）



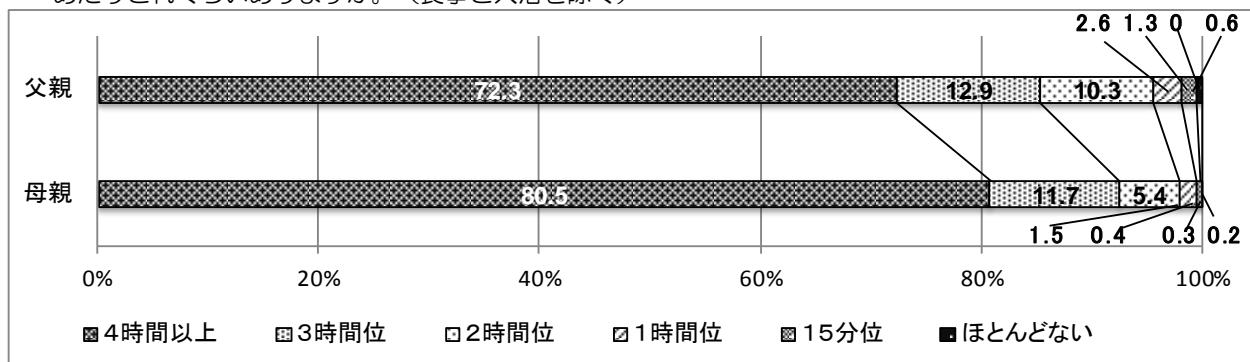
1-2 子どもと触れ合う内容（複数回答）

あなたは、1-1で回答した時間において、お子さんと一緒に何をすることが多いですか。

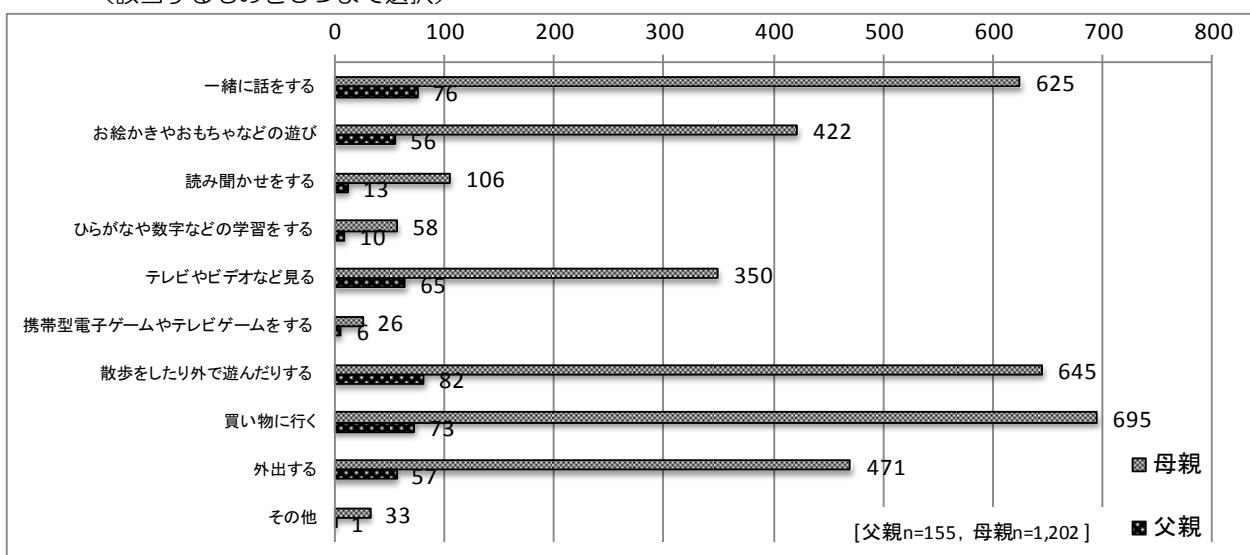
また、その時間は平均して1日当たりどの位ですか。（該当するもの全てを選択し、それぞれの時間も選択）



1-3 あなたは休日にお子さんと何かをしたり、お子さんの相手をしたりする時間は平均して1日あたりどれくらいありますか。（食事と入浴を除く）

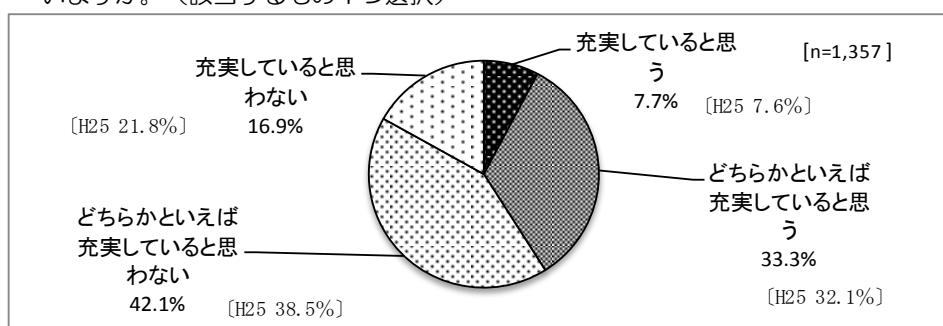


1-4 あなたは1-3で回答した時間において、お子さんと何をすることが多いですか。
(該当するものを3つまで選択)



1-5 親として成長していくための学ぶ機会の充実度

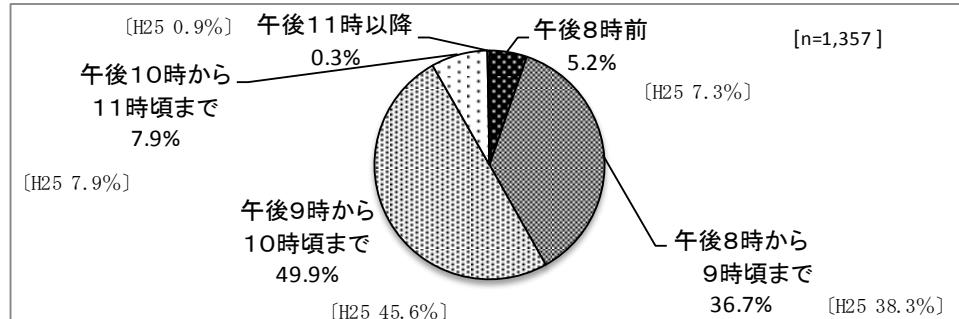
親として成長していくための学ぶ機会（母親学級や父親学級、両親学級など）が充実していると思いますか。（該当するもの1つ選択）



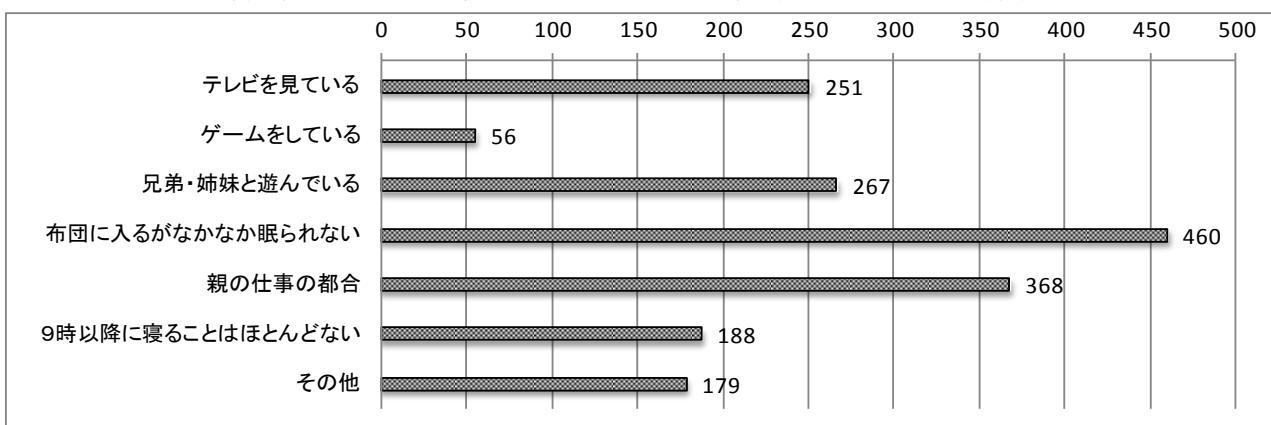
2 子どもの基本的生活習慣について

2-1 就寝時間

お子さんはいつも何時頃に寝ていますか。（該当するもの1つ選択）

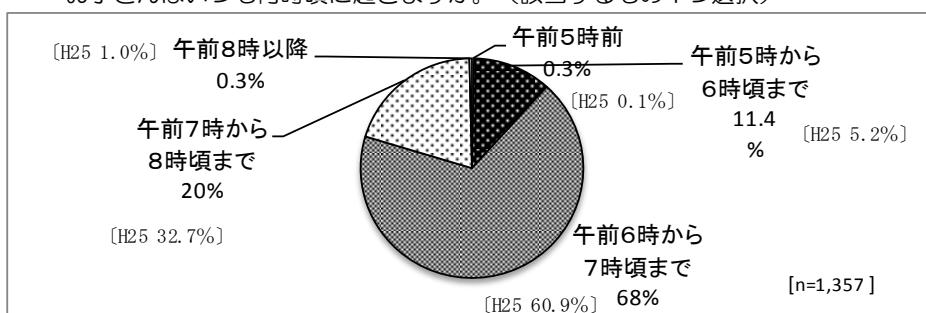


お子さんが9時以降に寝ることがある場合どのような理由ですか。（該当するもの全て選択）



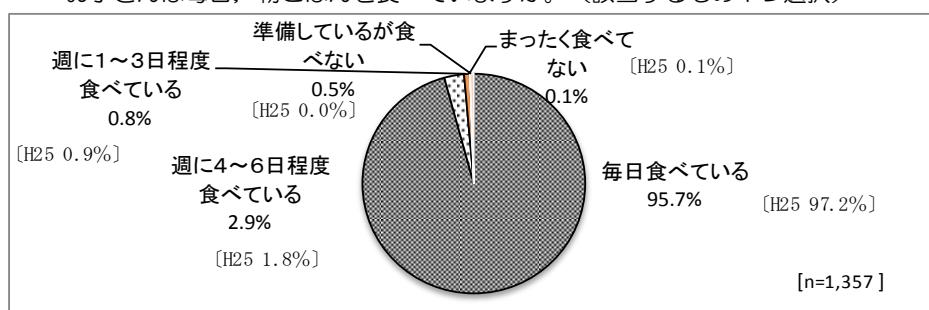
2-2 起床時間

お子さんはいつも何時頃に起きますか。（該当するもの1つ選択）



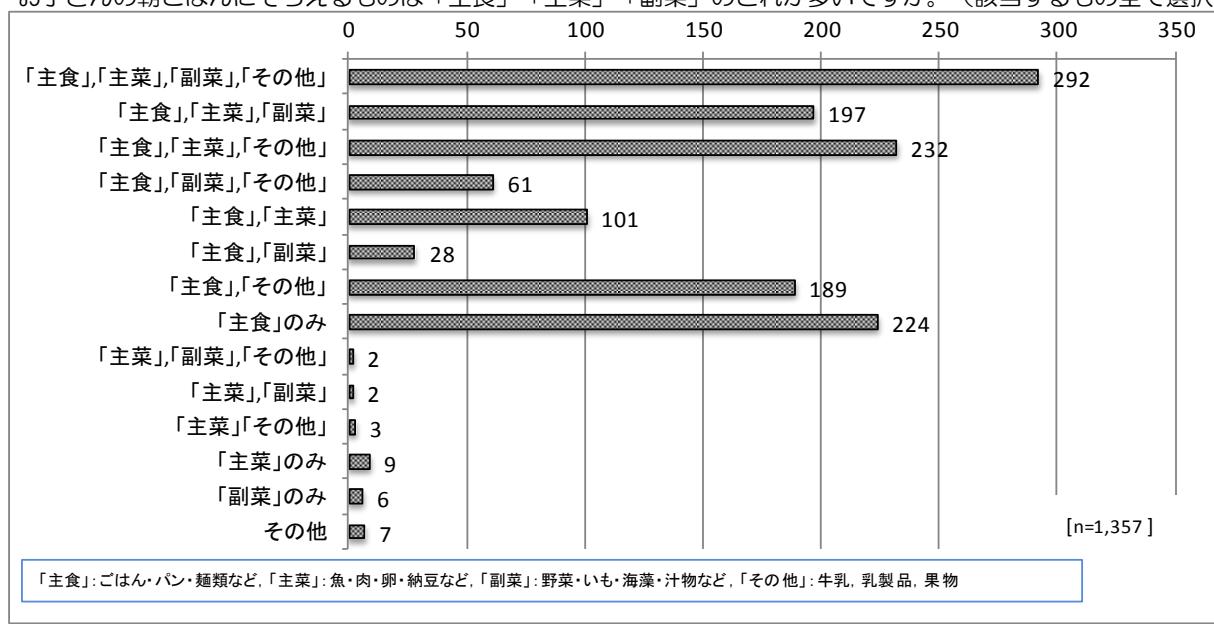
2-3 朝食摂取

お子さんは毎日、朝ごはんを食べていますか。（該当するもの1つ選択）



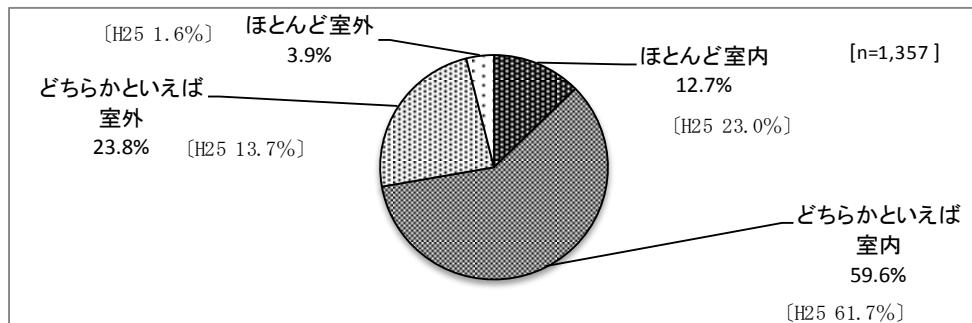
2-4 朝食の内容

お子さんの朝ごはんにそろえるものは「主食」「主菜」「副菜」のどれが多いですか。（該当するもの全て選択）



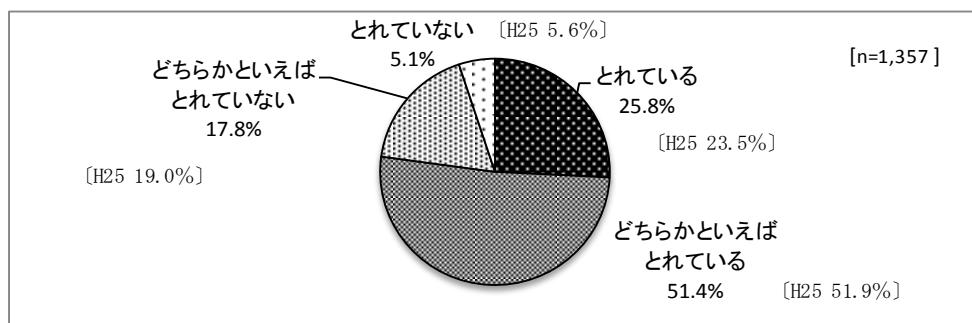
2-5 遊ぶ場所

お子さんは家庭で遊ぶ時、室内、室外のどちらが多いですか。 (該当するもの1つ選択)



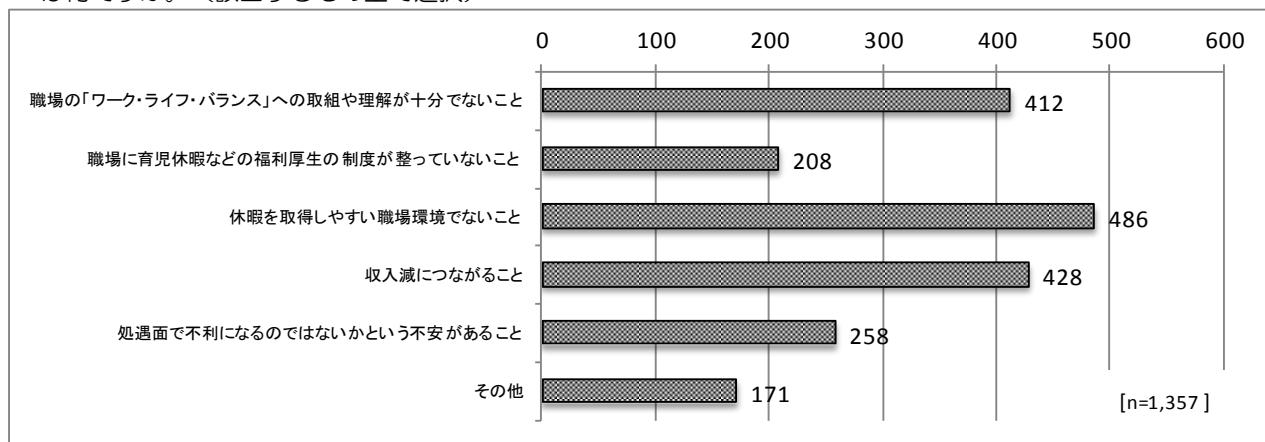
2-6 子どもの基本的生活習慣の確立における「ワーク・ライフ・バランス」の実態

お子さんの「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的生活習慣の確立のために、親の仕事と生活のバランス（「ワーク・ライフ・バランス」）がとれていますか。 (該当するもの1つ選択)



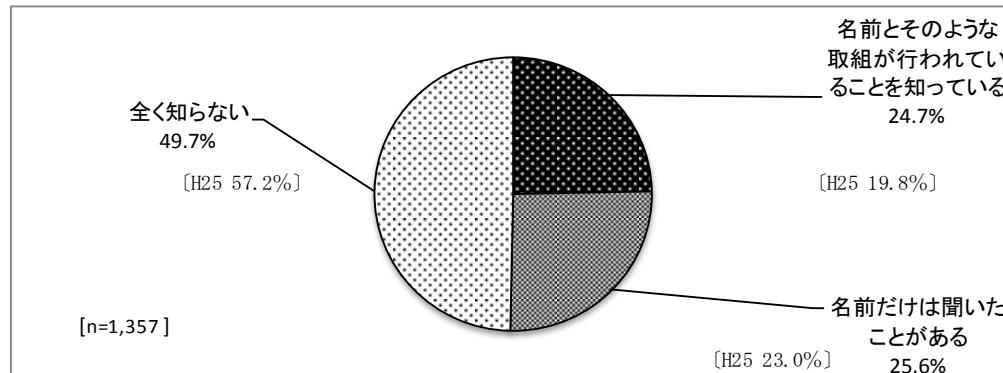
2-7 「ワーク・ライフ・バランス」がとれない理由（複数回答）

親の仕事と生活のバランス（「ワーク・ライフ・バランス」）がとれない理由として考えられるのは何ですか。 (該当するもの全て選択)



2-8 ルルブルについて

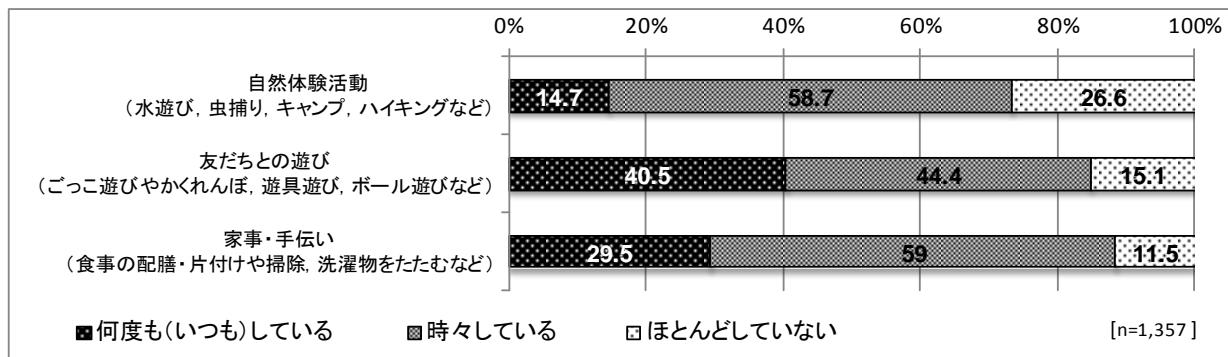
県では、子どもの生活習慣の確立に向けて「ルルブル」の取組を行っていますが、知っていますか。 (該当するもの1つ選択)



3 子どもの体験活動について

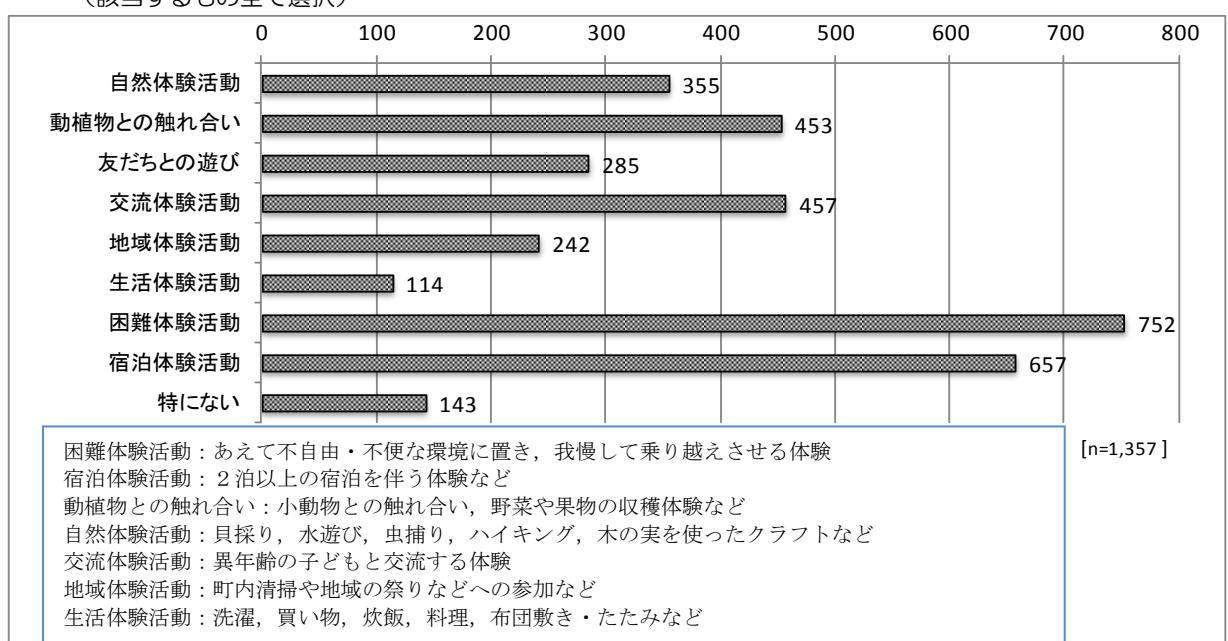
3-1 体験活動の頻度

家庭でお子さんは次の体験活動をどのくらいしていますか。（それぞれに該当するもの1つ選択）



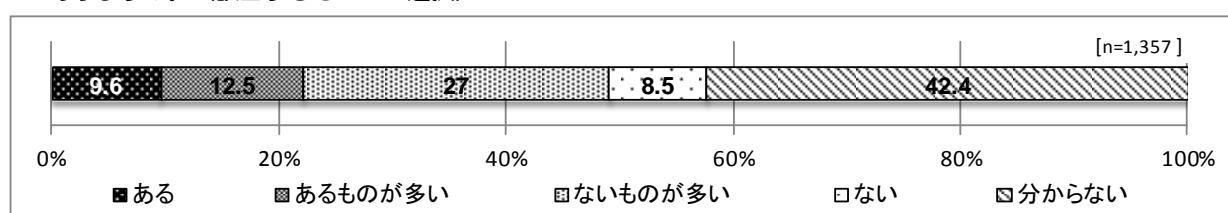
3-2 家庭で行ったり参加させたりするのが難しい体験活動（複数回答）

お子さんに体験させたいと思う活動のうち、家庭で行ったり参加するのが難しいものは何ですか。
(該当するもの全て選択)



3-3 居住地域で体験活動ができるイベントや催しなどの有無

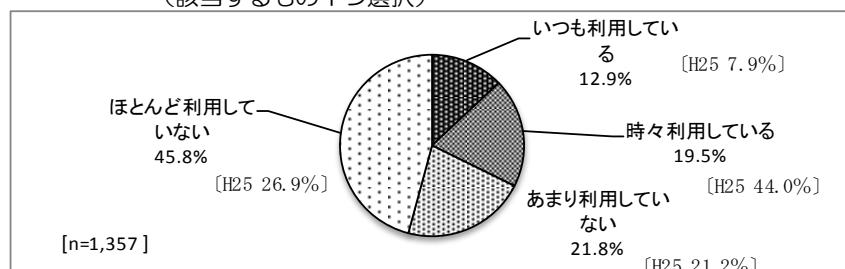
あなたがお住まいの地域では、3-2で答えた体験活動について参加できるイベントや催しなどがありますか。（該当するもの1つ選択）



3-4 遊びの場として、公園や公民館、児童館などのコミュニティー施設の利用頻度

遊びの場として、公園や公民館、児童館などのコミュニティー施設を利用していますか。

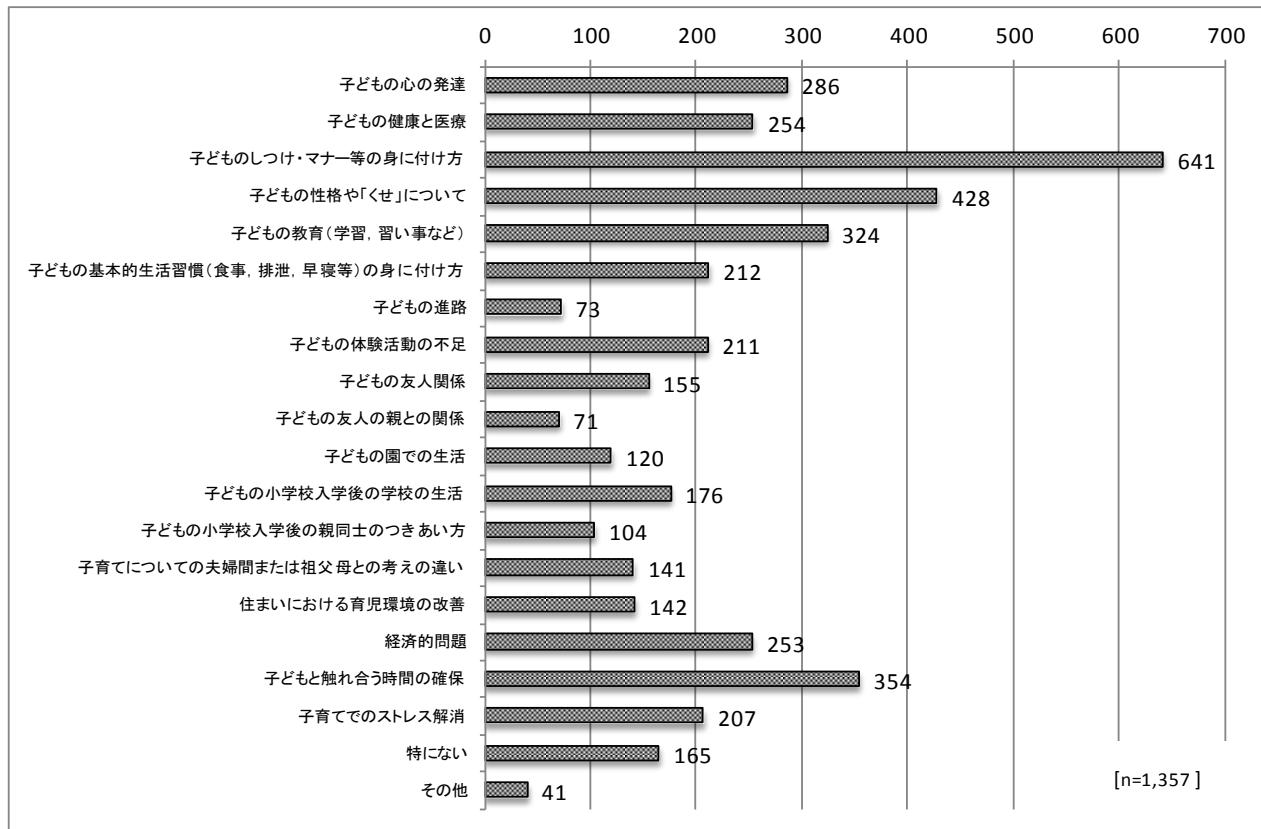
(該当するもの1つ選択)



4 幼児教育の環境について

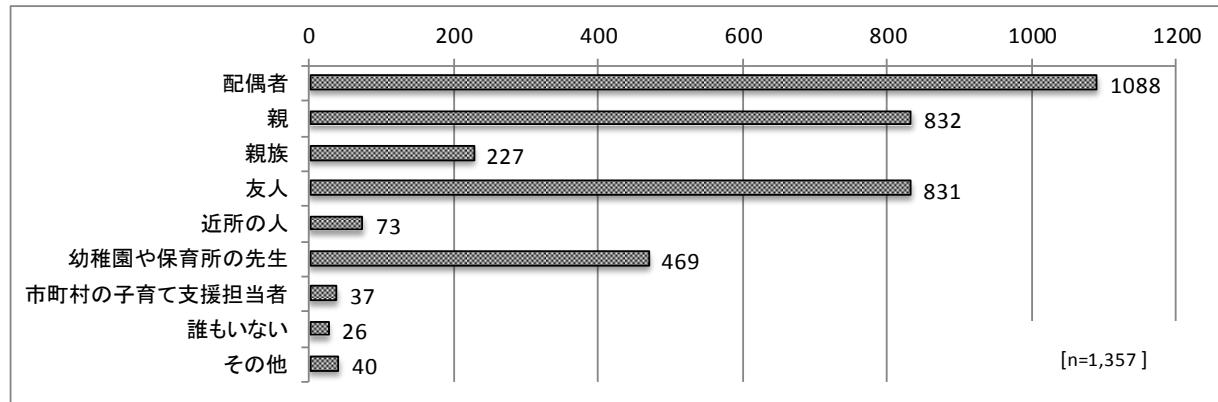
4-1 子育てについての悩み（複数回答）

子育てで悩んでいることは何ですか。 （該当するもの全て選択）



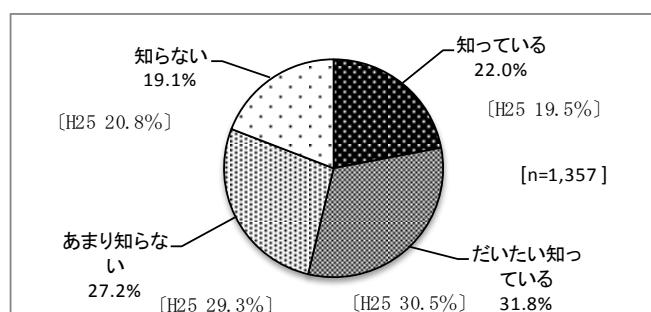
4-2 子育ての悩みについて相談相手（複数回答）

子育ての悩みについて誰に相談していますか。 （該当するもの全て選択）



4-3 発達障害などについて相談したいときの情報

お子さんの行動（落ち着きがない、パニックを起こしやすい、友人と行動が取れないなど）が気になるとき、どこに相談したらよいか知っていますか。（該当するもの1つ選択）



4-4 発達障害の知識

発達障害（ADHD, LD, 自閉症など）の一般的な特徴や関わり方などについて知っていますか。（該当するもの1つ選択）

